

Ⅳ 障害福祉サービス等の円滑な推進

1 福祉サービス等の利用状況とサービス基盤の整備状況

(1) 訪問系サービス

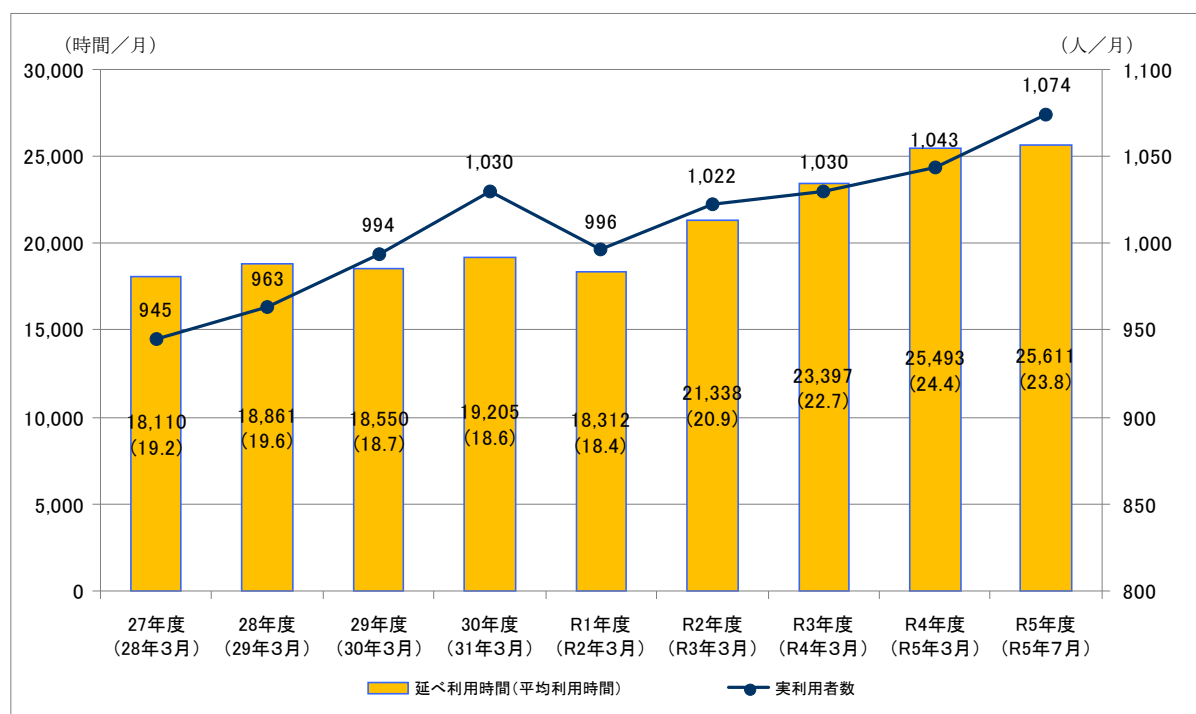
延べ利用時間、実利用者数ともに増加傾向が続いています。(図Ⅳ－１－１ 参照)

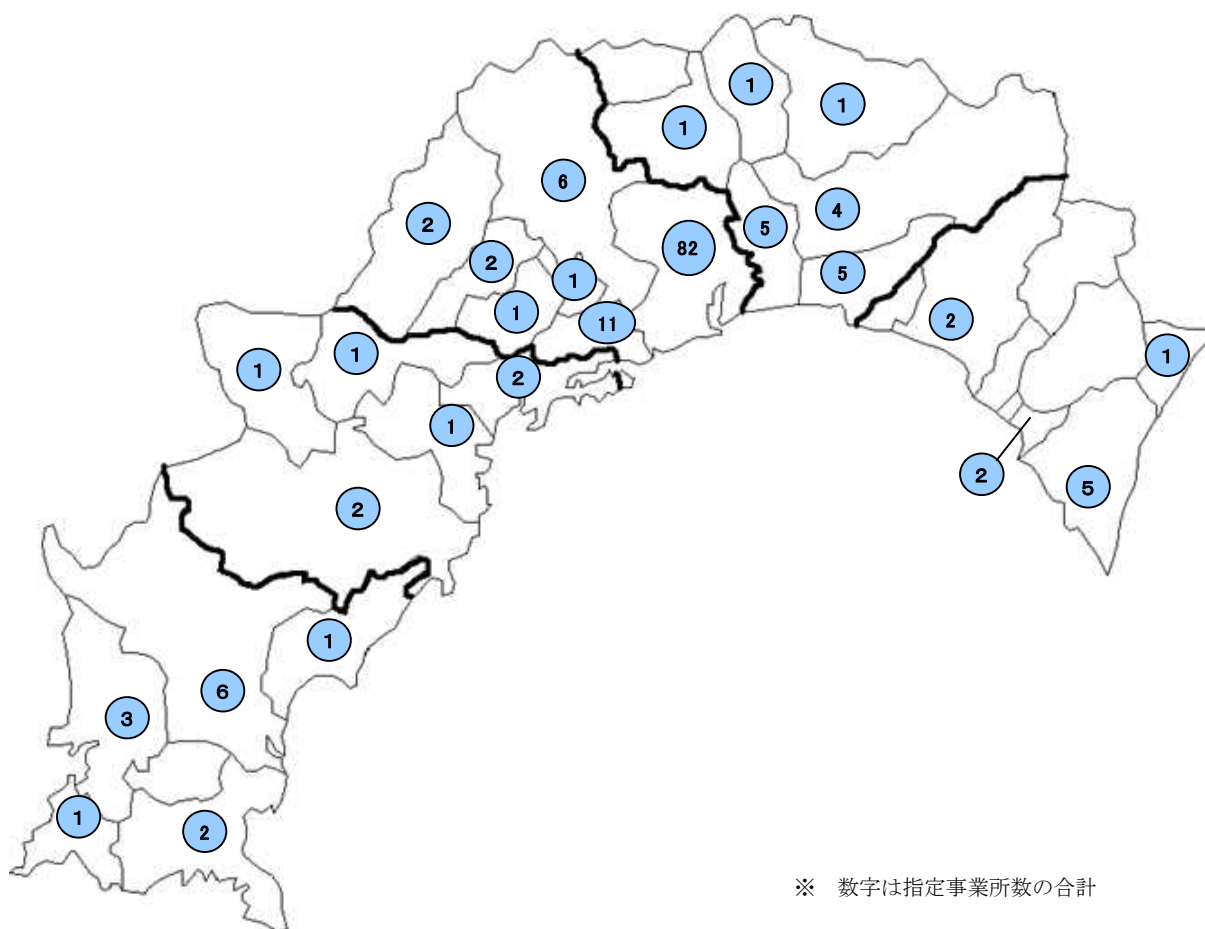
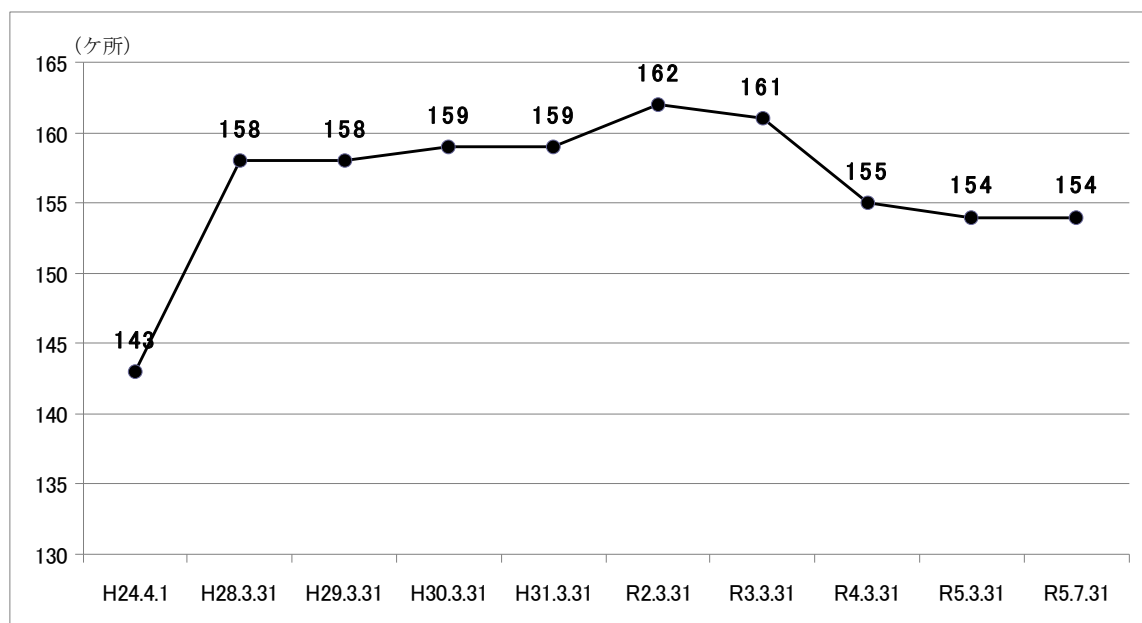
また、事業所の数も24年度と比べると、10 %程度増えています。(図Ⅳ－１－２ 参照)

圏域別で見ると中央西圏域が約8割を占めており、特に高知市に5割が集中しています。

(図Ⅳ－１－３ 参照)

■ 図Ⅳ－１－１ 訪問系サービス 延べ利用時間及び実利用者数の推移





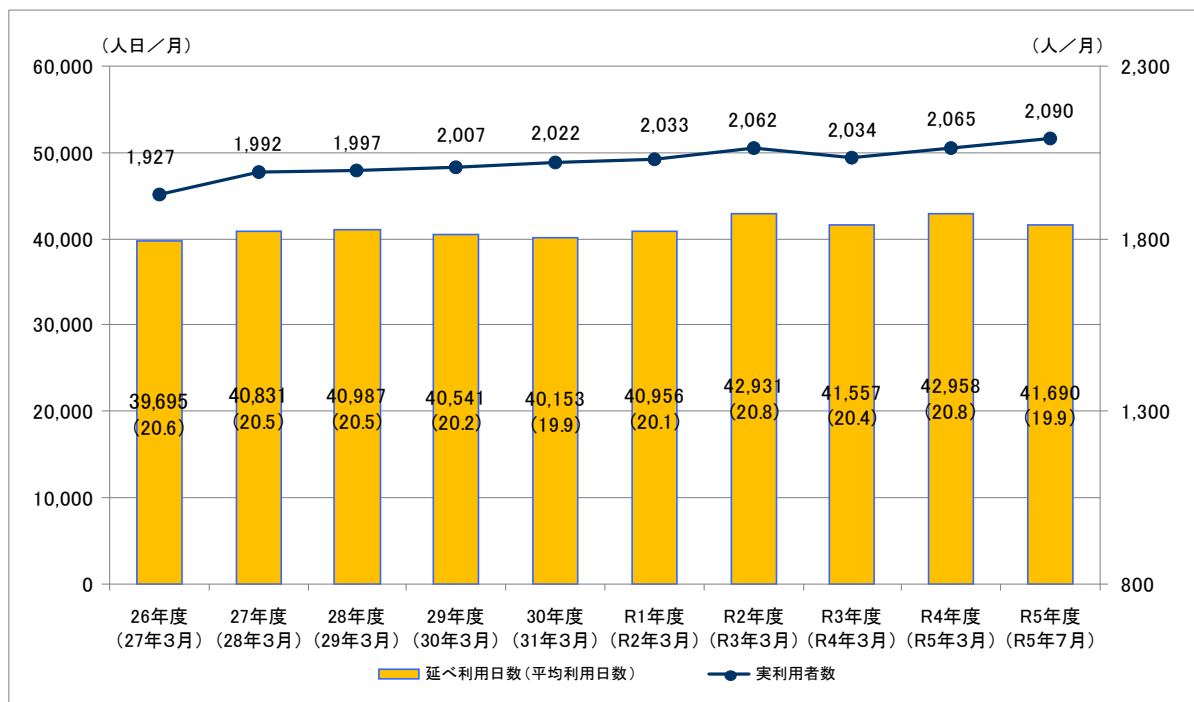
※ 数字は指定事業所数の合計

(2) 生活介護

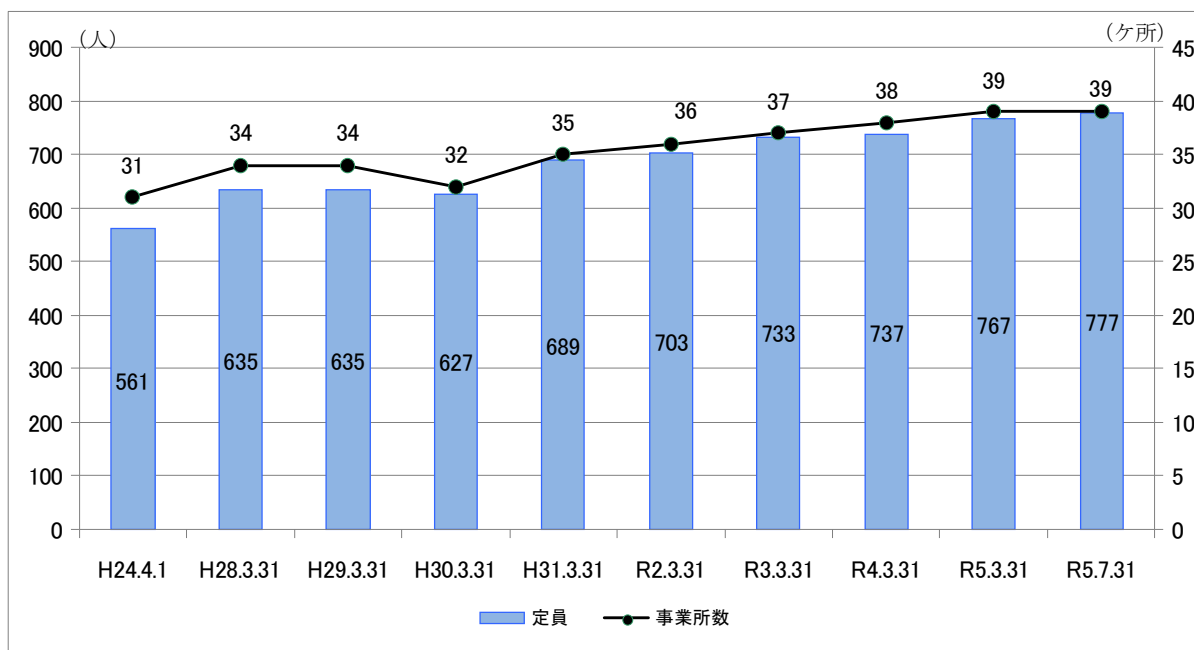
平成 27 年度以降延べ利用日数、実利用者数ともにほぼ横ばいが続いています。(図Ⅳ－１－４ 参照)

また、平成 30 年度以降、事業所数、定員ともに増加傾向にあります。(図Ⅳ－１－５ 参照)

■ 図Ⅳ－１－４ 生活介護 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－５ 生活介護 事業所数及び定員の推移 (※障害者支援施設を除く)

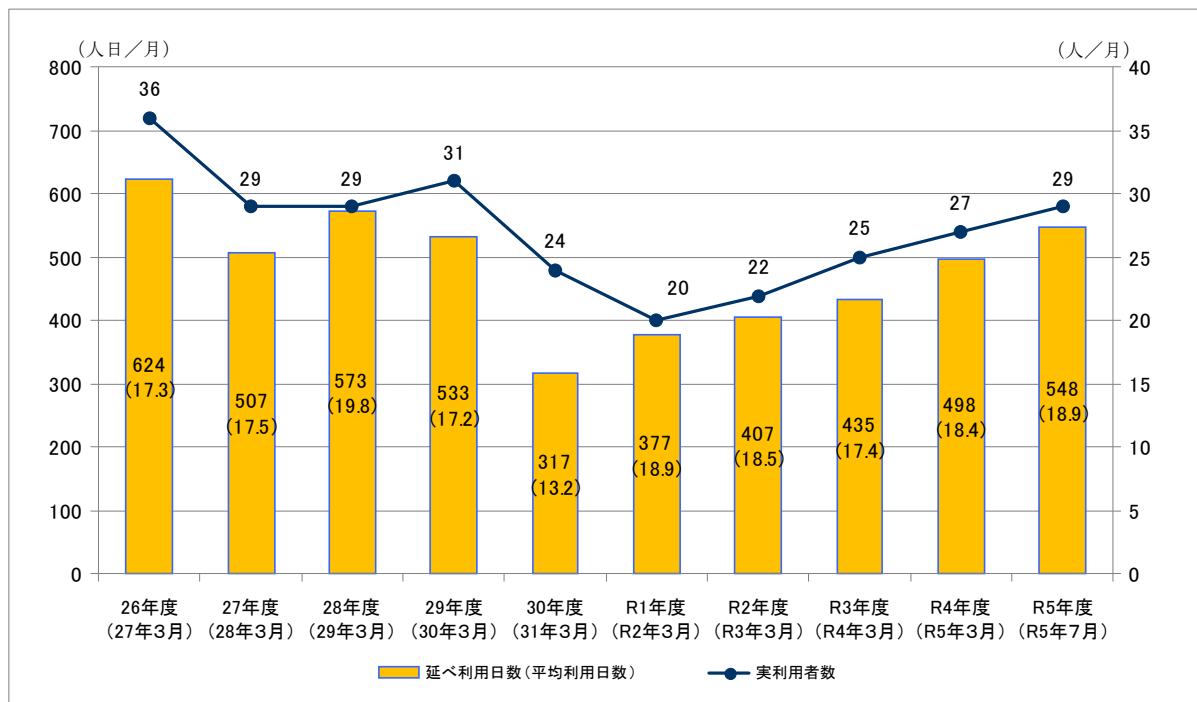


(3) 自立訓練（機能訓練）

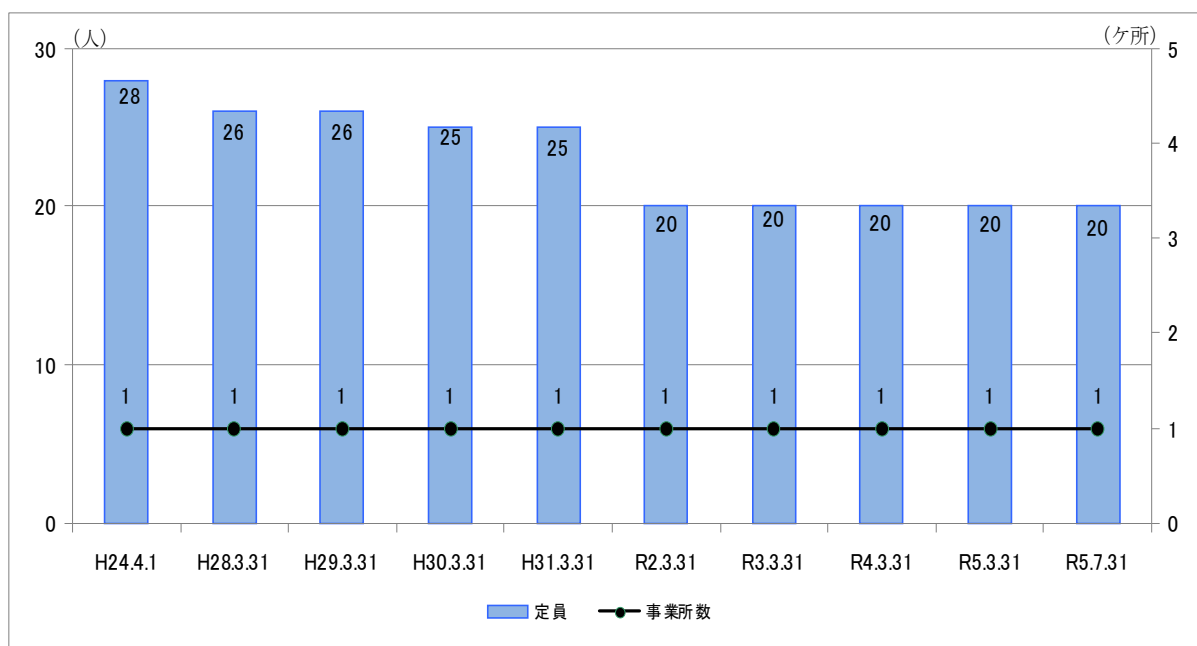
延べ利用日数、実利用者数ともに、令和元年度以降増加傾向が続いています。（図Ⅳ－１－６ 参照）

このサービスを提供している事業所は、県内では高知市にある事業所１か所のみとなっています。（図Ⅳ－１－７ 参照）

■ 図Ⅳ－１－６ 自立訓練（機能訓練） 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－７ 自立訓練（機能訓練） 事業所数及び定員の推移

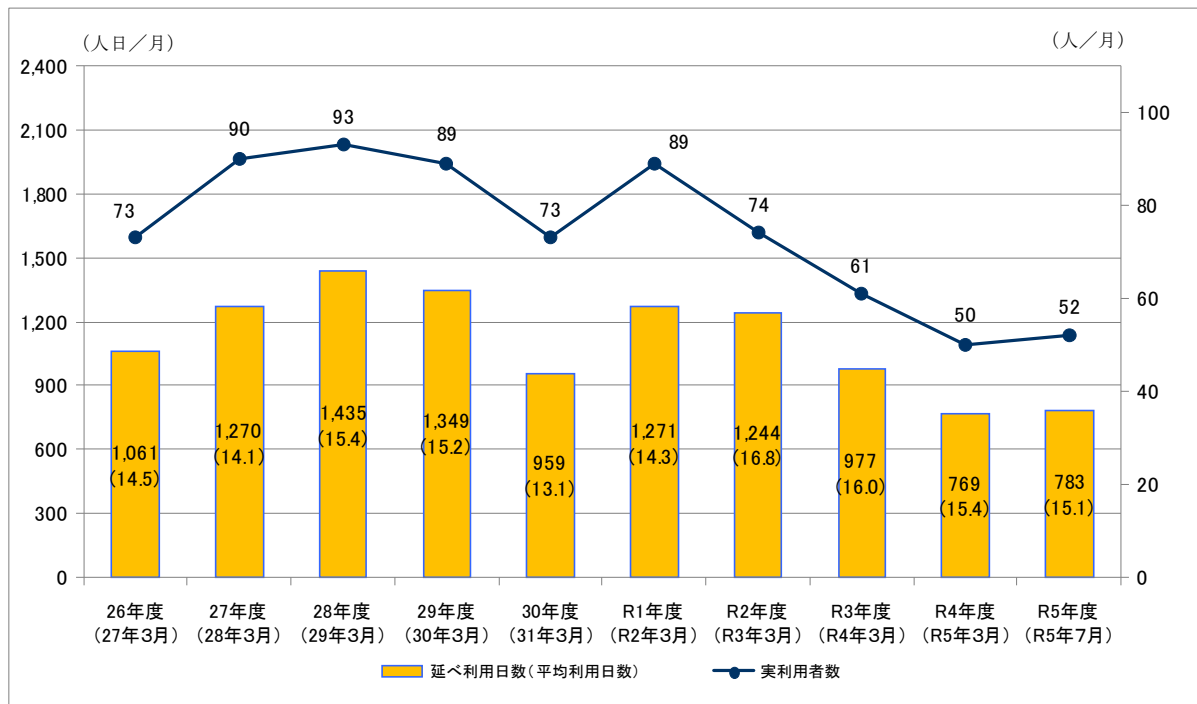


(4) 自立訓練（生活訓練）

延べ利用日数、実利用者数ともに、令和元年度以降減少傾向にあります。（図Ⅳ－１－８参照）

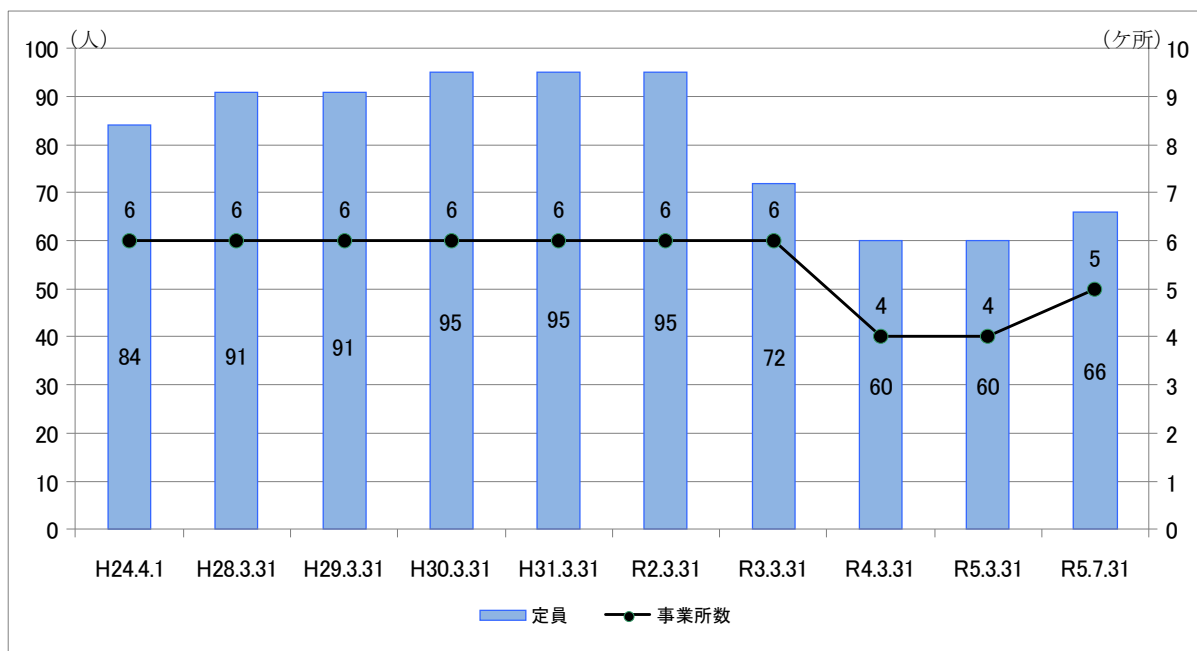
このサービスを提供する事業所は５か所となっています。（図Ⅳ－１－９参照）

■ 図Ⅳ－１－８ 自立訓練（生活訓練） 延べ利用日数及び実利用者数の推移

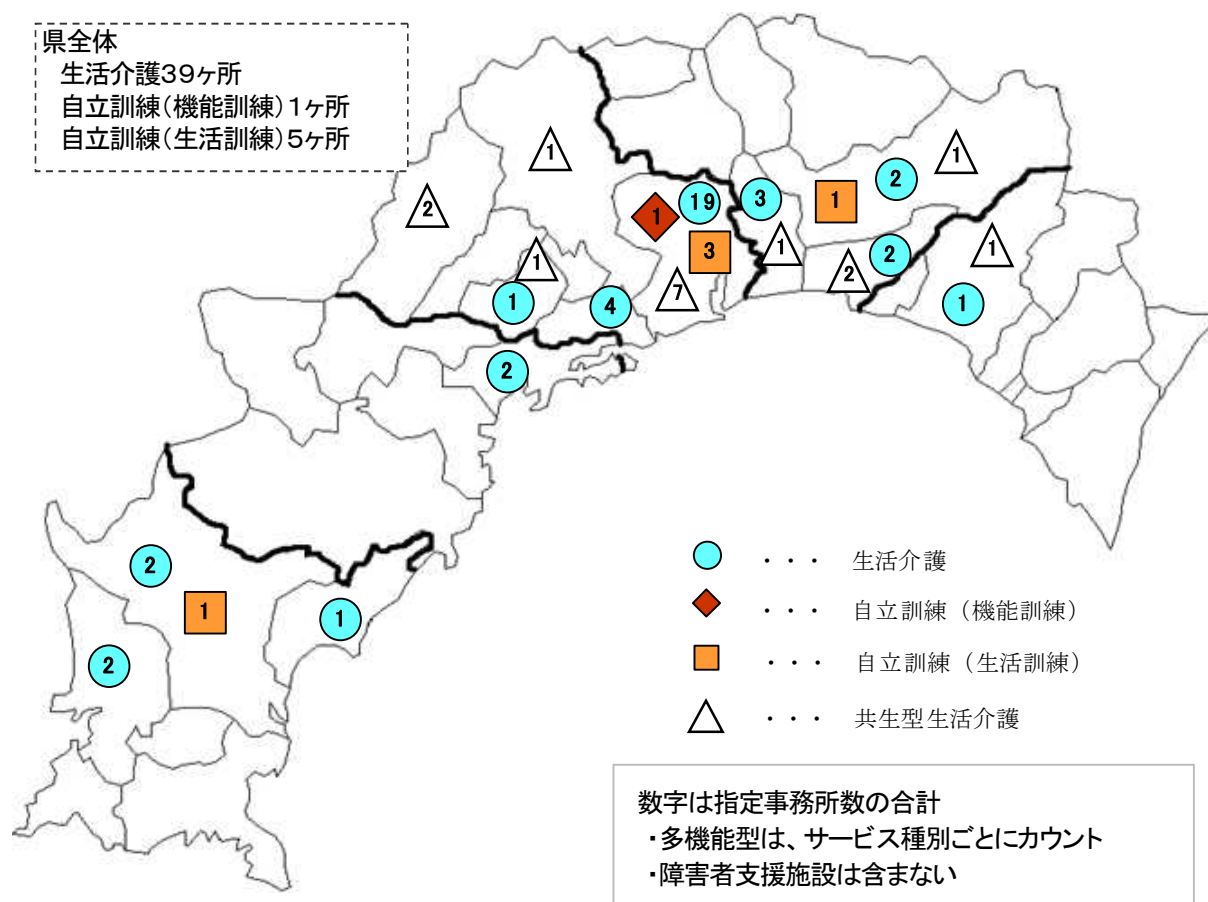


■ 図Ⅳ－１－９ 自立訓練（生活訓練） 事業所数及び定員の推移

(※障害者支援施設を除く)



■ 図Ⅳ－１－１０ 生活介護・自立訓練の整備状況（R5. 7. 31 現在）

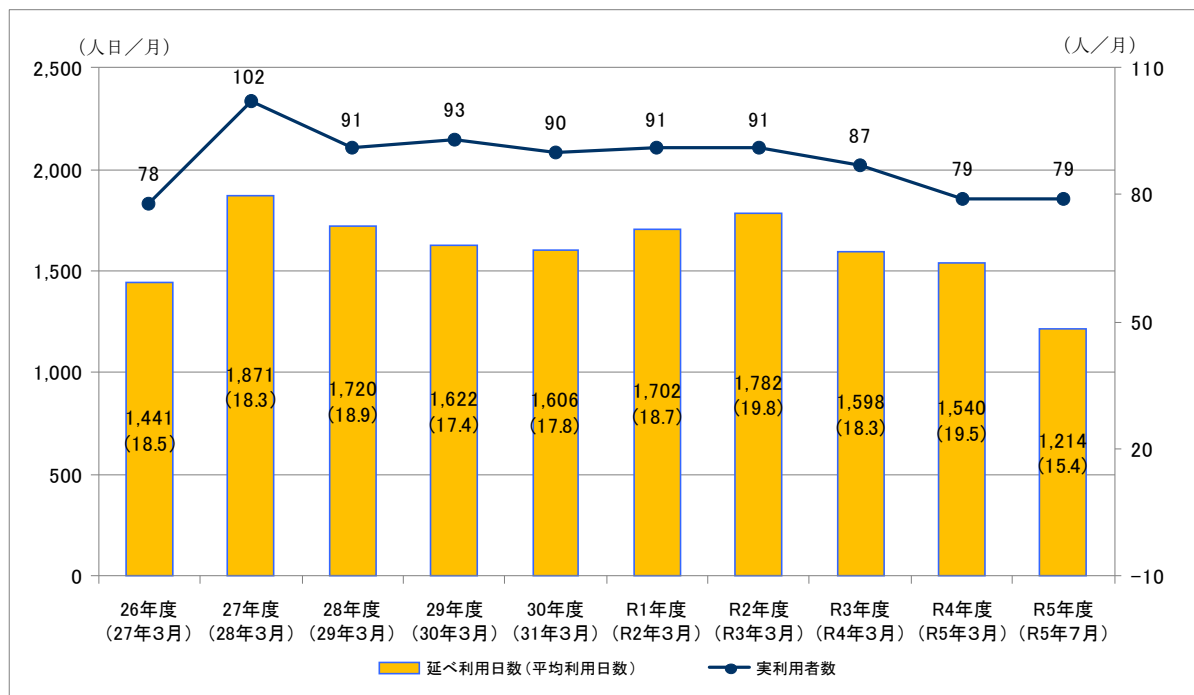


(5) 就労移行支援

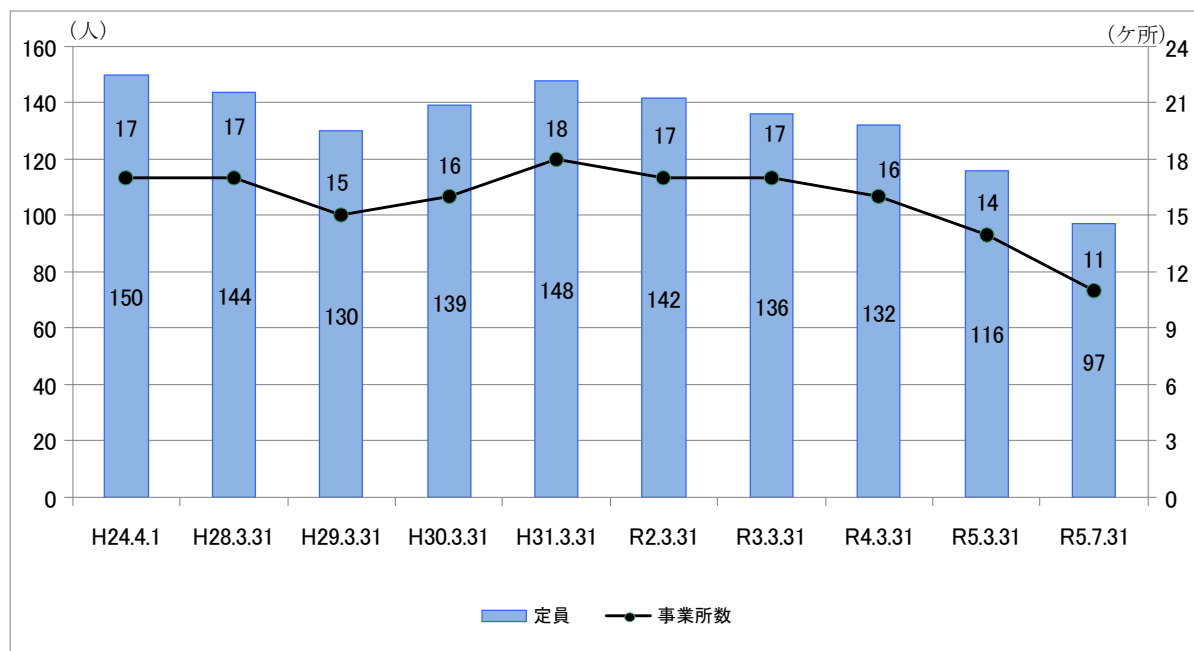
延べ利用日数、実利用者数ともに、平成 28 年度以降ほぼ横ばいでしたが、令和 2 年度以降は減少しています。(図Ⅳ－１－１１ 参照)

事業所はそのほとんどが、県中央部に集中しており、事業所数と定員は、平成 24 年度と比較すると減少しています。(図Ⅳ－１－１２ 及び 17 参照)

■ 図Ⅳ－１－１１ 就労移行支援 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－１２ 就労移行支援 事業所数及び定員の推移

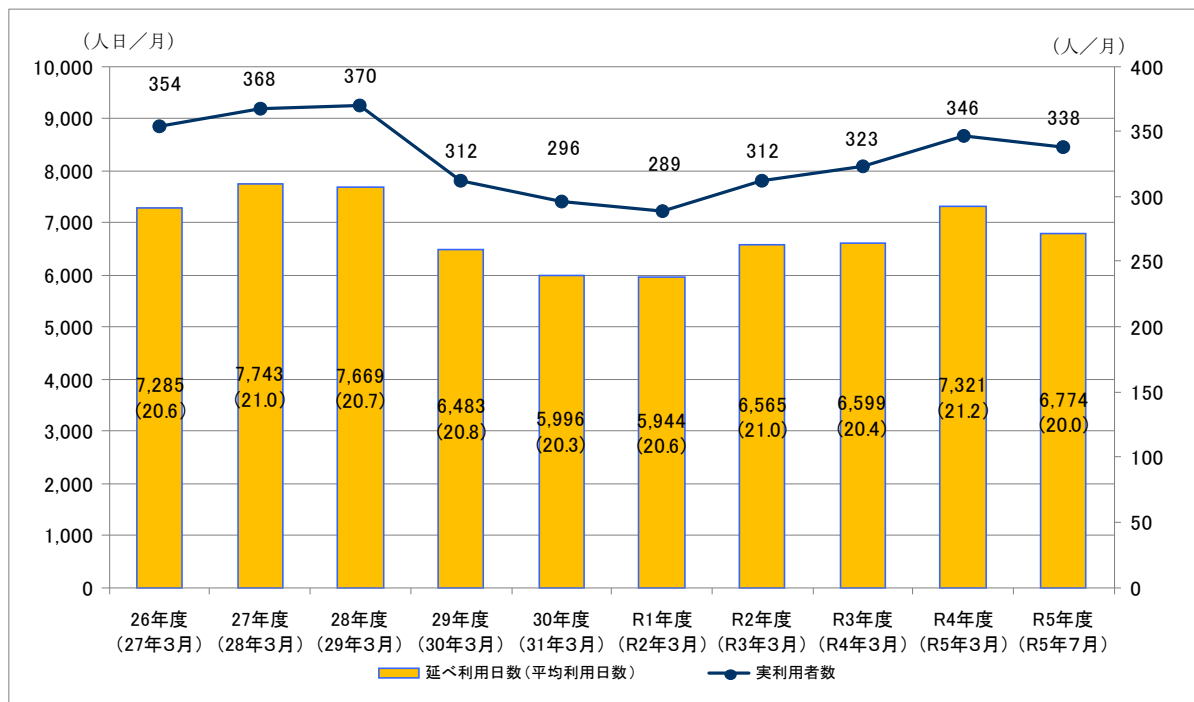


(6) 就労継続支援A型

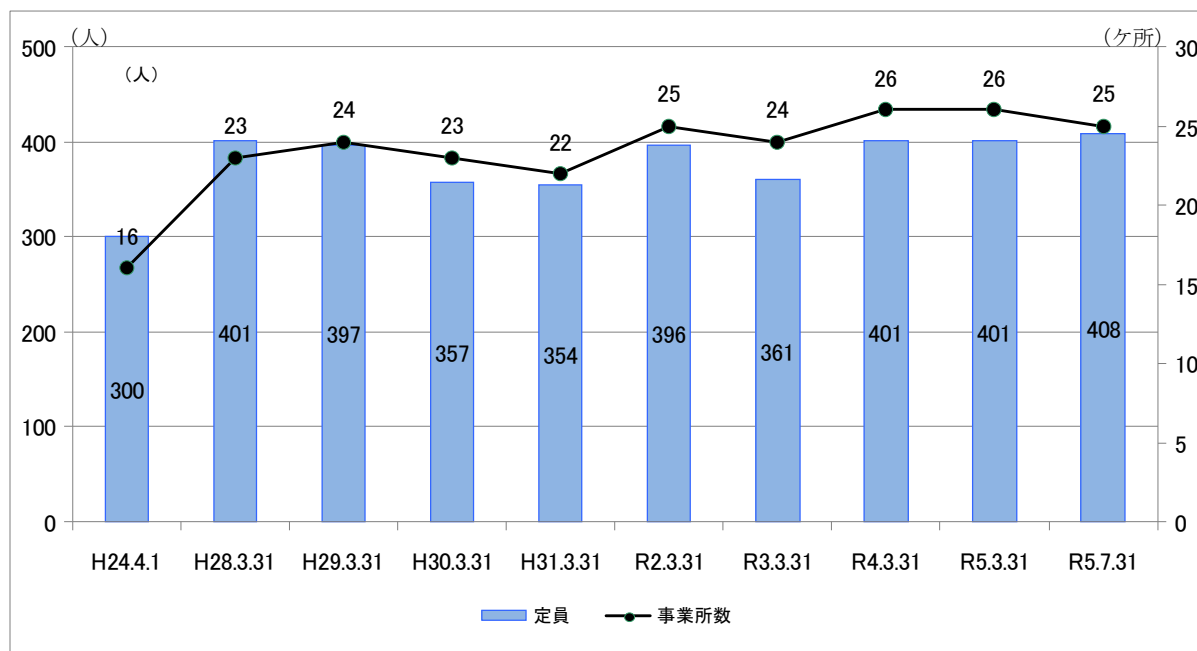
延べ利用日数、実利用者数ともに、平成 29 年度に減少して以降、ほぼ横ばいとなっています。(図Ⅳ－１－13 参照)

事業所の数、定員は、平成 28 年度まで増加傾向でしたが、その後は横ばいで推移しています。(図Ⅳ－１－14 参照)

■ 図Ⅳ－１－13 就労継続支援A型 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－14 就労継続支援A型 事業所数及び定員の推移



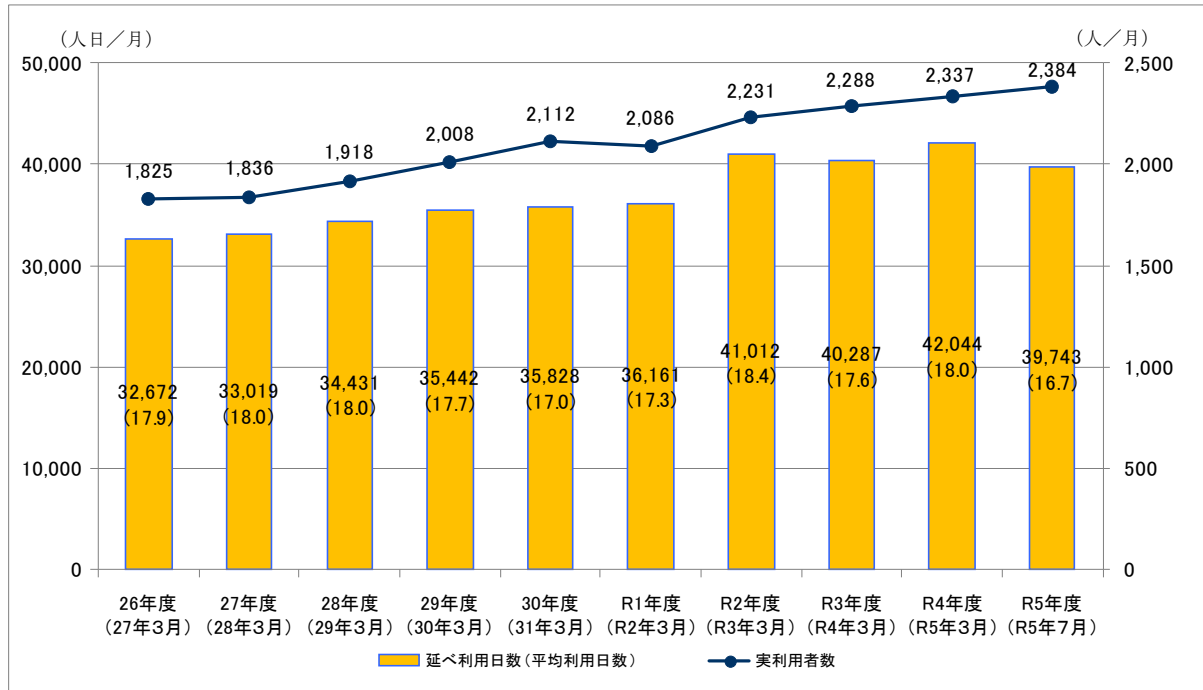
※事業所数は、事業所番号ごとにカウント

(7) 就労継続支援B型

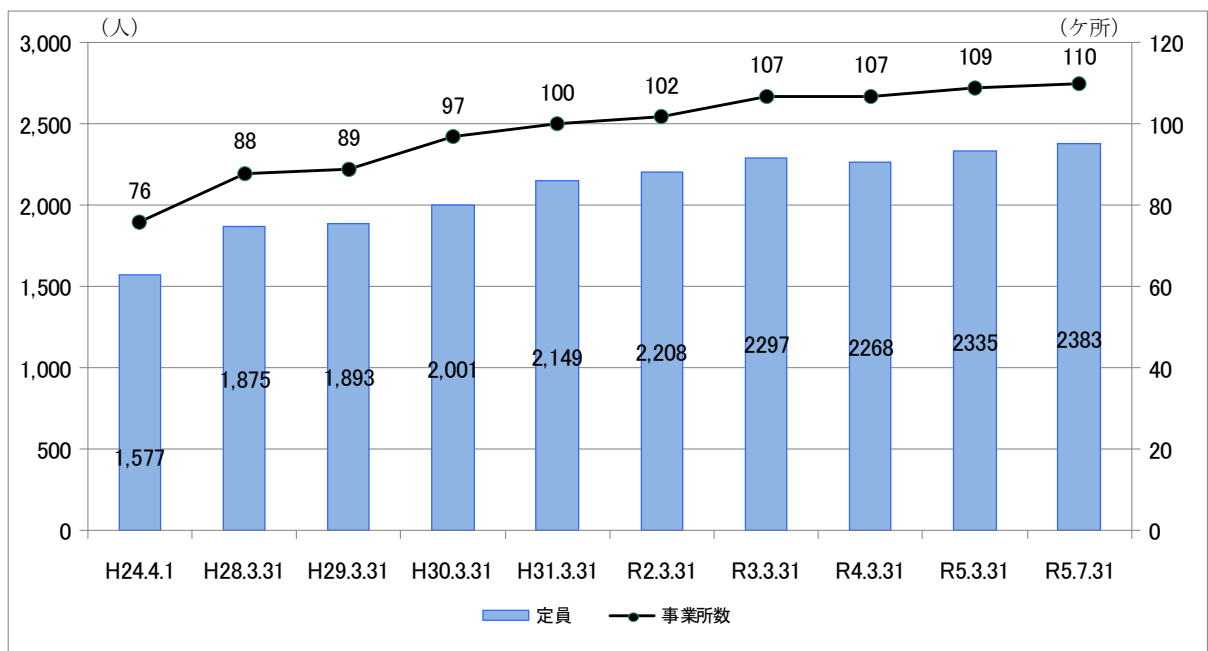
延べ利用日数、実利用者数ともに、年々増加しています。(図Ⅳ－１－15 参照)

事業所数、定員ともに増加しています。(図Ⅳ－１－16 参照)

■ 図Ⅳ－１－15 就労継続支援B型 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－16 就労継続支援B型 事業所数及び定員の推移



※事業所数は、事業所番号ごとにカウント

(8) 就労定着支援

平成 30 年度に開始したサービスであり、延べ利用日数、実利用者数ともに、令和 3 年度まで増加し、その後は減少しています。(表Ⅳ－１－１ 参照)

事業所数は、現在 10 か所となっています。(表Ⅳ－１－２ 参照)

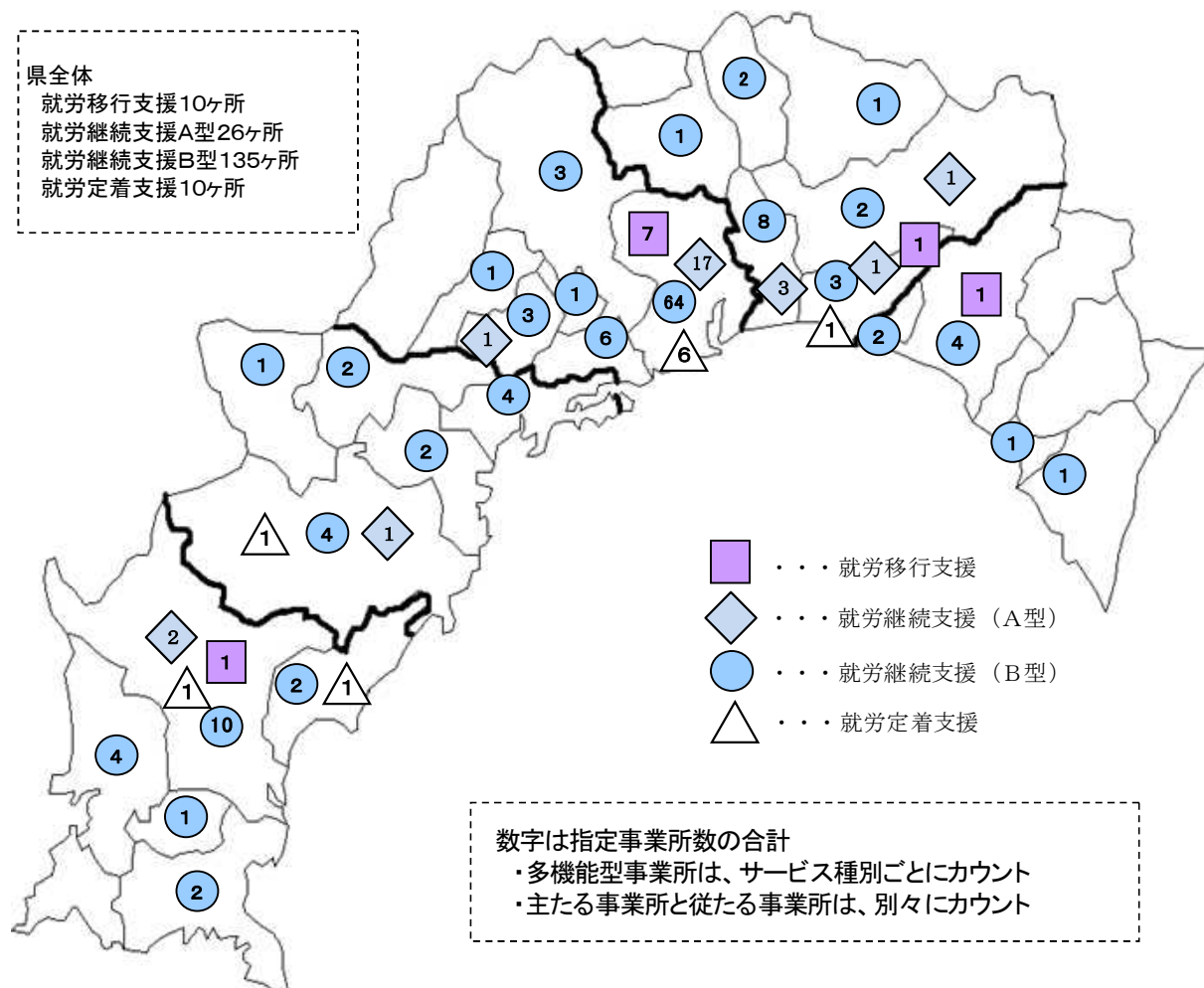
■ 表Ⅳ－１－１ 就労定着支援 実利用者数の推移

30年度 (31年3月)	R1年度 (R2年3月)	R2年度 (R3年3月)	R3年度 (R4年3月)	R4年度 (R5年3月)	R5年度 (R5年7月)
25 人	41 人	49 人	69 人	65 人	59 人

■ 表Ⅳ－１－２ 就労定着支援 事業所数の推移

30年度 (31年3月31日)	R1年度 (R2年3月31日)	R2年度 (R3年3月31日)	R3年度 (R4年3月31日)	R4年度 (R5年3月31日)	R5年度 (R5年7月31日)
7 ヶ所	8 ヶ所	11 ヶ所	12 ヶ所	12 ヶ所	10 ヶ所

■ 図Ⅳ－１－17 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援の整備状況
(R5.7.31 現在)

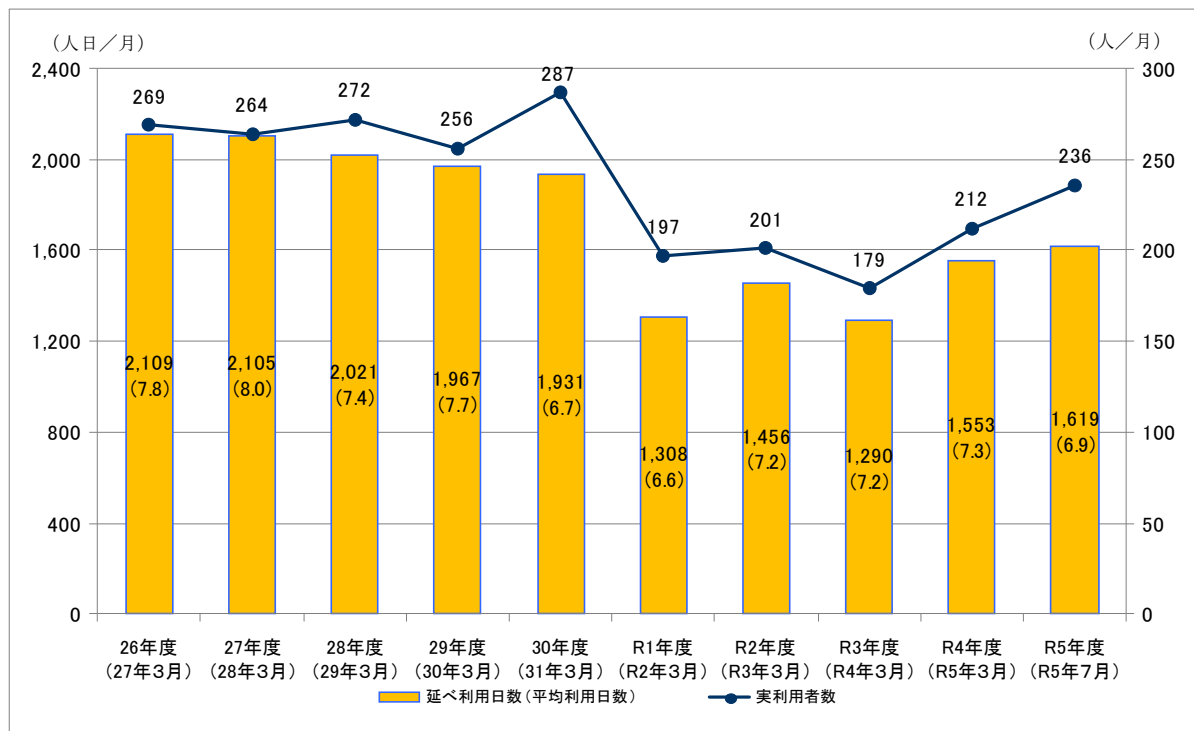


(9) 短期入所

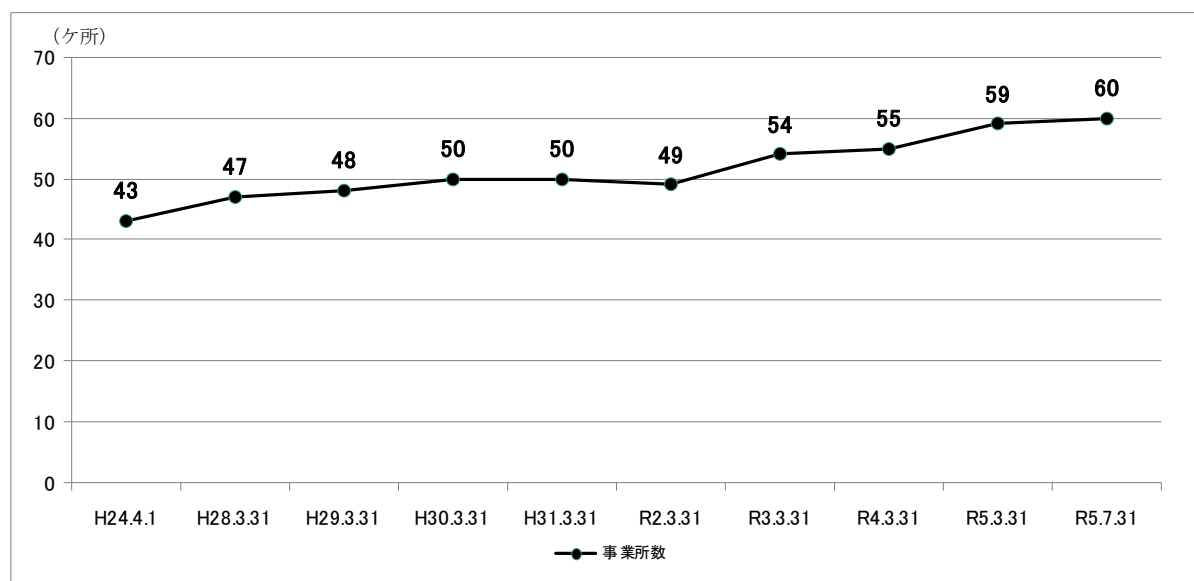
延べ利用日数及び実利用者数は、令和元年度に大きく減少しましたが、令和4年度増加に転じています。(図Ⅳ－1－18 参照)

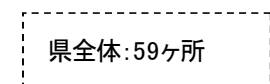
事業所の数は、徐々に増加しています。(図Ⅳ－1－19 参照) 圏域別では、安芸圏域と高幡圏域は事業所の数が少ない状況です。(図Ⅳ－1－20 参照)

■ 図Ⅳ－1－18 短期入所 延べ利用日数及び実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－1－19 短期入所 事業所数の推移



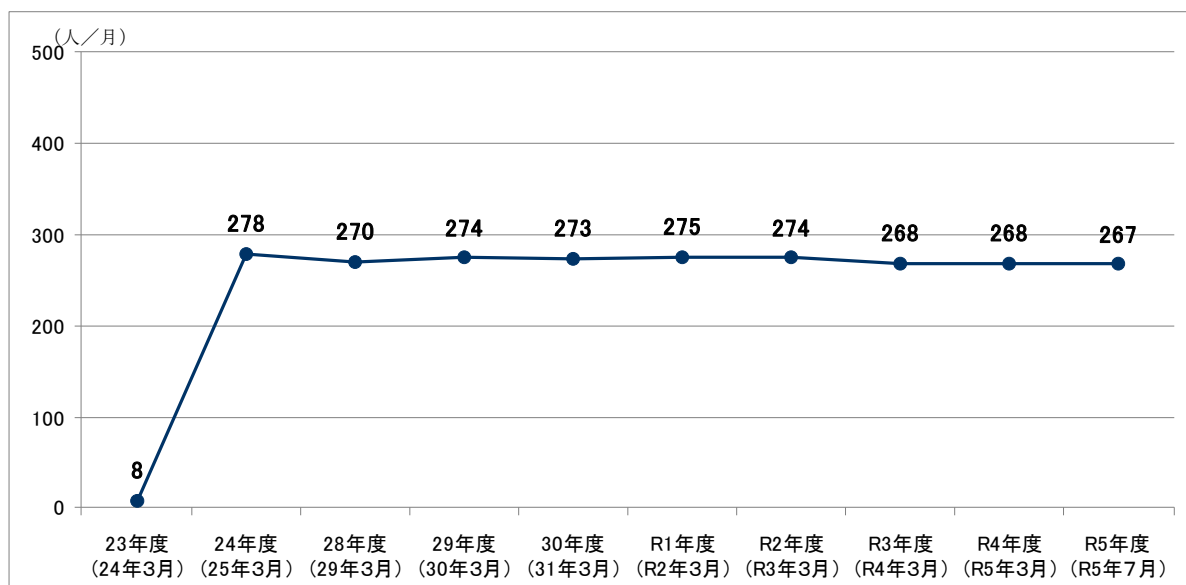


 短期入所

数字は指定事業所数の合計

(10)

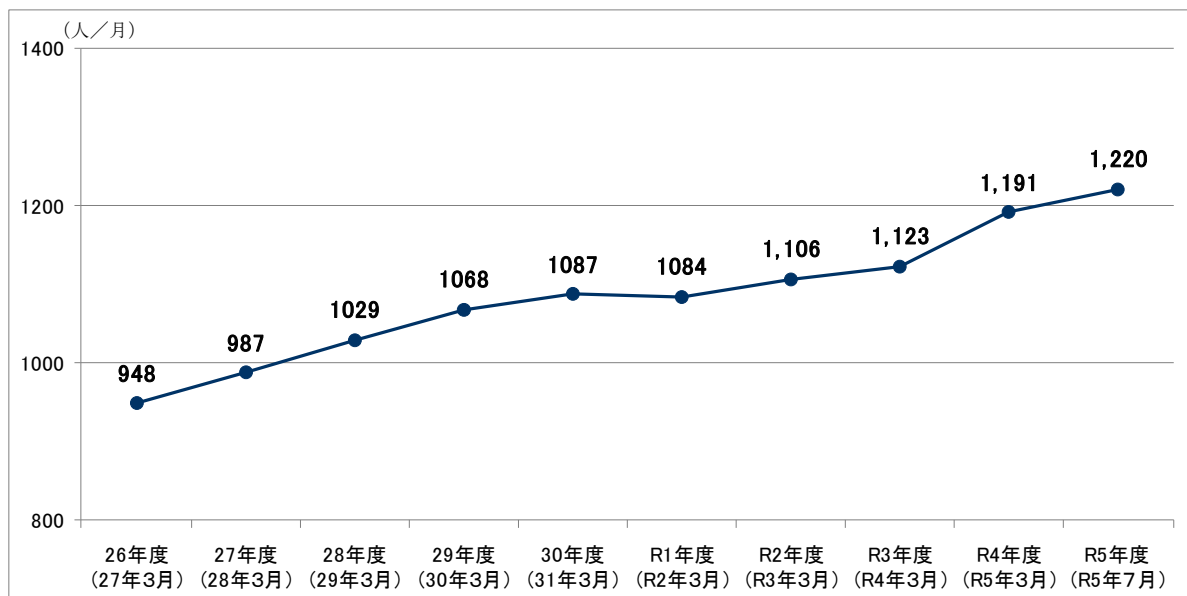
事業所は県内 3 か所で、新体系に移行した平成 24 年度以降はほぼ横ばいです。
(図Ⅳ－１－21 参照)



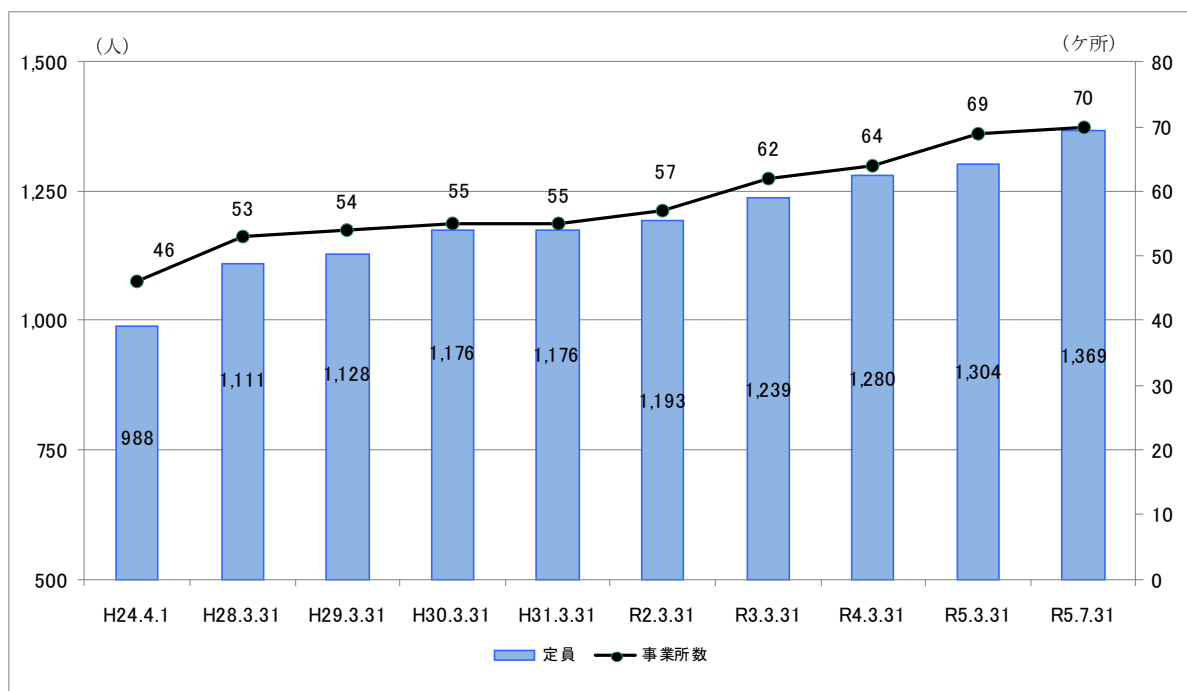
(11) グループホーム

全体の定員、実利用者数は、年々増加しています。圏域別で見ると、安芸圏域と高幡圏域は少ない状況です。(図Ⅳ－１－22、23 及び 24 参照)

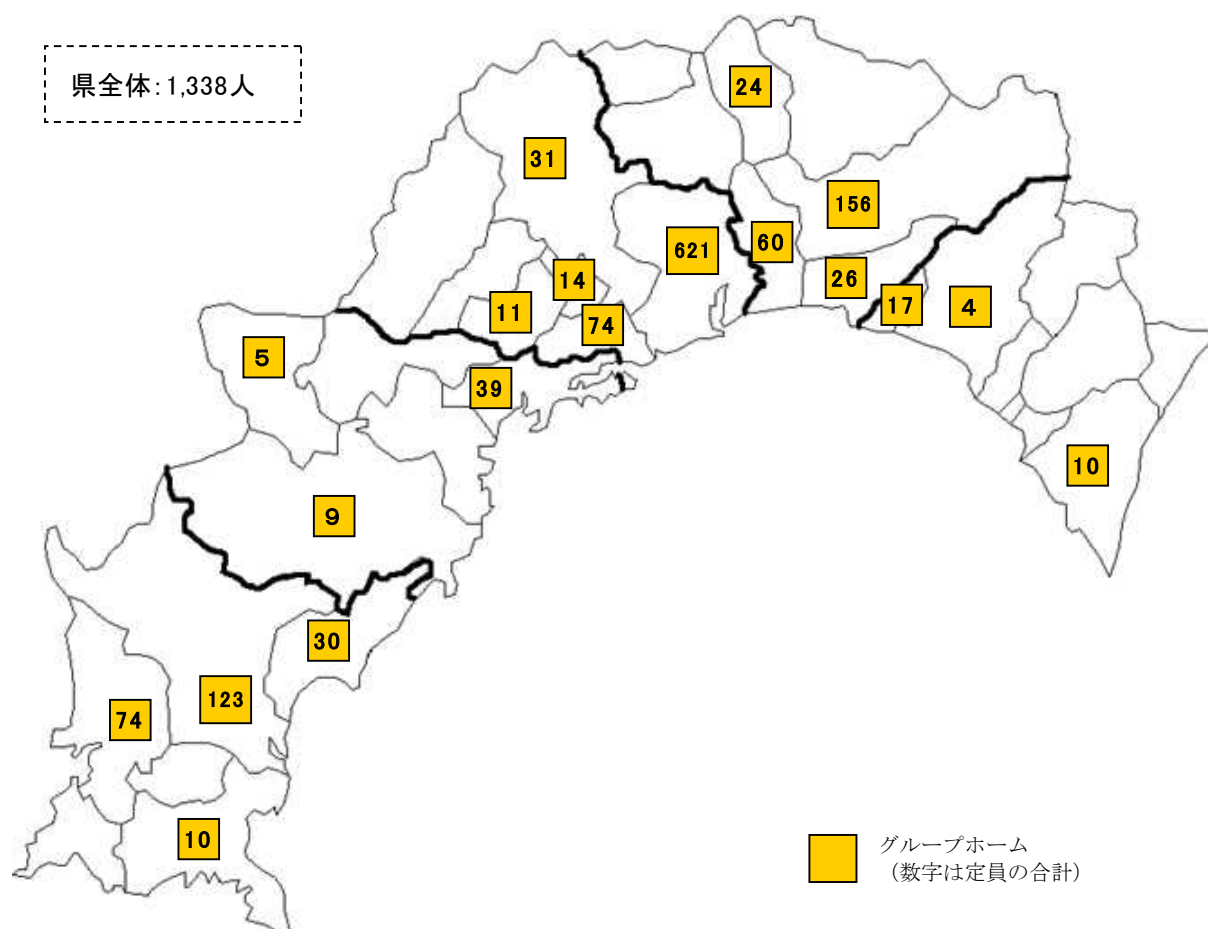
■ 図Ⅳ－１－22 グループホーム 実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－23 グループホーム 事業所数及び定員の推移



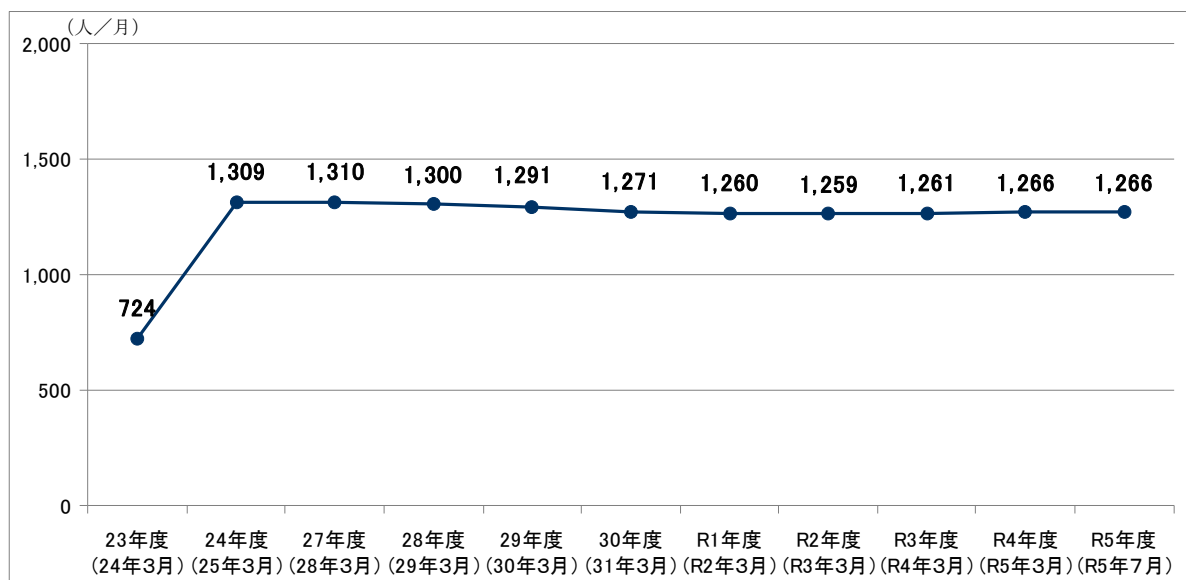
■ 図Ⅳ－１－２４ グループホームの整備状況（R5.7.31 現在）



(12) 施設入所支援

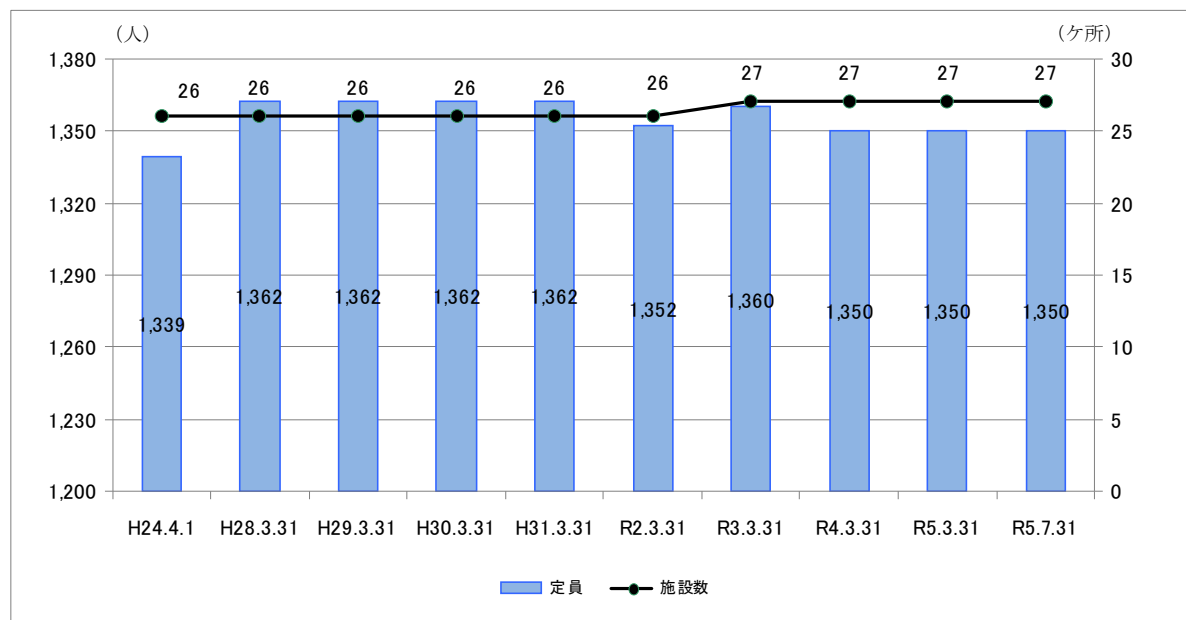
新体系に移行した平成 24 年度以降、利用者数は徐々に減少しています。(図Ⅳ－1－25 参照) 施設数は令和 2 年度に 1 件増加しており、現在の定員数は 1,350 人となっています。(図Ⅳ－1－26 参照)

■ 図Ⅳ－1－25 施設入所支援 実利用者数の推移



※平成 24 年度から障害児入所施設に入所している 18 歳以上の利用者含む。

■ 図Ⅳ－1－26 施設入所支援 施設数及び定員の推移



(13) 自立生活援助

サービスが平成 30 年度に開始しましたが、実績は例年一桁となっています。(表Ⅳ－1－3 参照)

このサービスを提供している事業所は、県内では幡多圏域に 1 か所、高知市に 1 か所の 2 か所のみとなっています。(表Ⅳ－1－4 参照)

■ 表Ⅳ－1－3 自立生活援助 実利用者数の推移

Ｈ３０年度 (Ｈ３１年 ３月)	Ｒ１年度 (Ｒ２年 ３月)	Ｒ２年度 (Ｒ３年 ３月)	Ｒ３年度 (Ｒ４年 ３月)	Ｒ４年度 (Ｒ５年 ３月)	Ｒ５年度 (Ｒ５年 ７月)
０人	１人	４人	７人	１人	１人

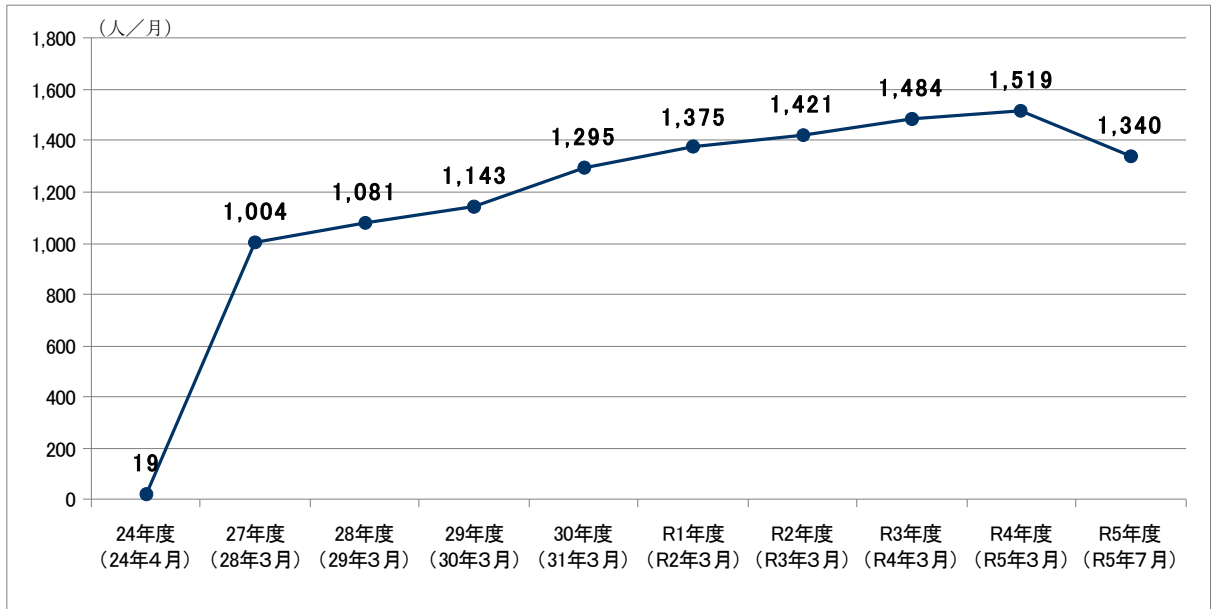
■ 表Ⅳ－1－4 自立生活援助 事業所数の推移

Ｈ３０年度 (Ｈ３１年 ３月)	Ｒ１年度 (Ｒ２年 ３月)	Ｒ２年度 (Ｒ２年 ７月)	Ｒ３年度 (Ｒ４年 ３月)	Ｒ４年度 (Ｒ５年 ３月)	Ｒ５年度 (Ｒ５年 ７月)
０ヶ所	１ヶ所	１ヶ所	２ヶ所	２ヶ所	２ヶ所

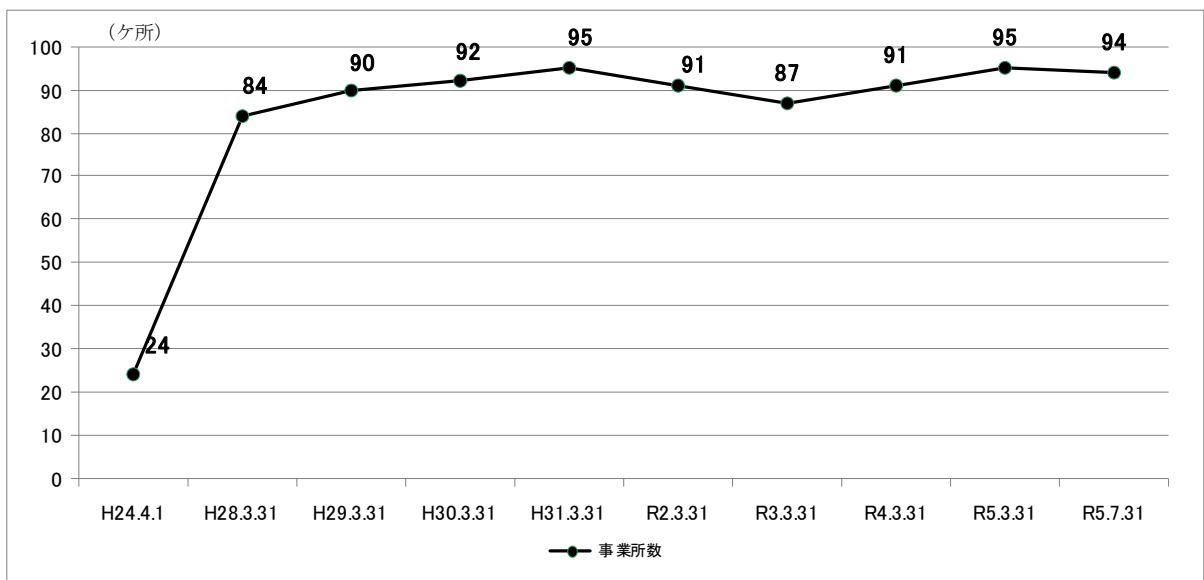
(14) 指定相談支援

計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の実利用者数は増加傾向にあります。
(図Ⅳ－１－27、29 及び 30 参照)

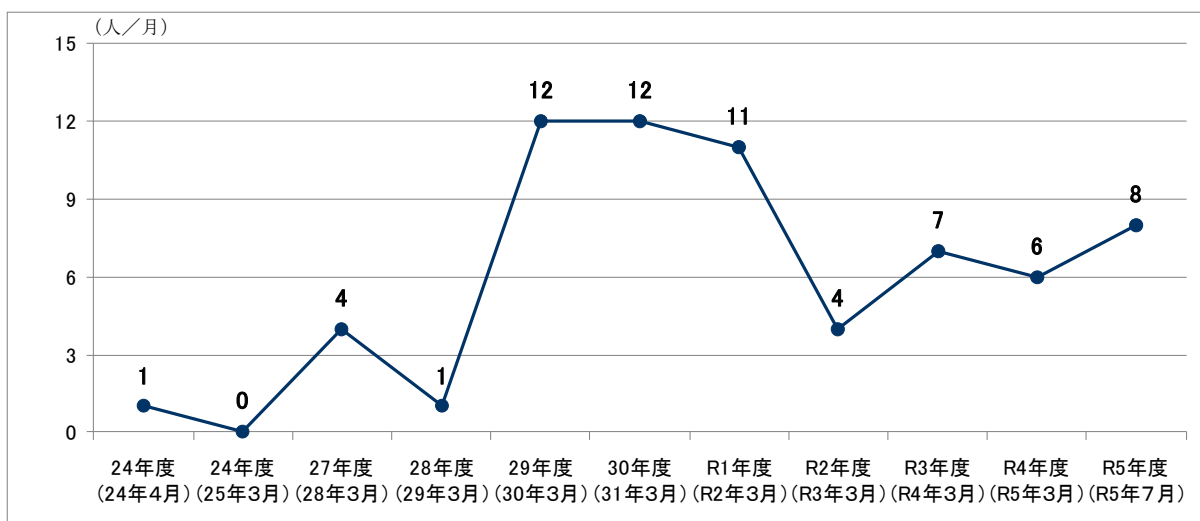
■ 図Ⅳ－１－27 計画相談支援 実利用者数の推移



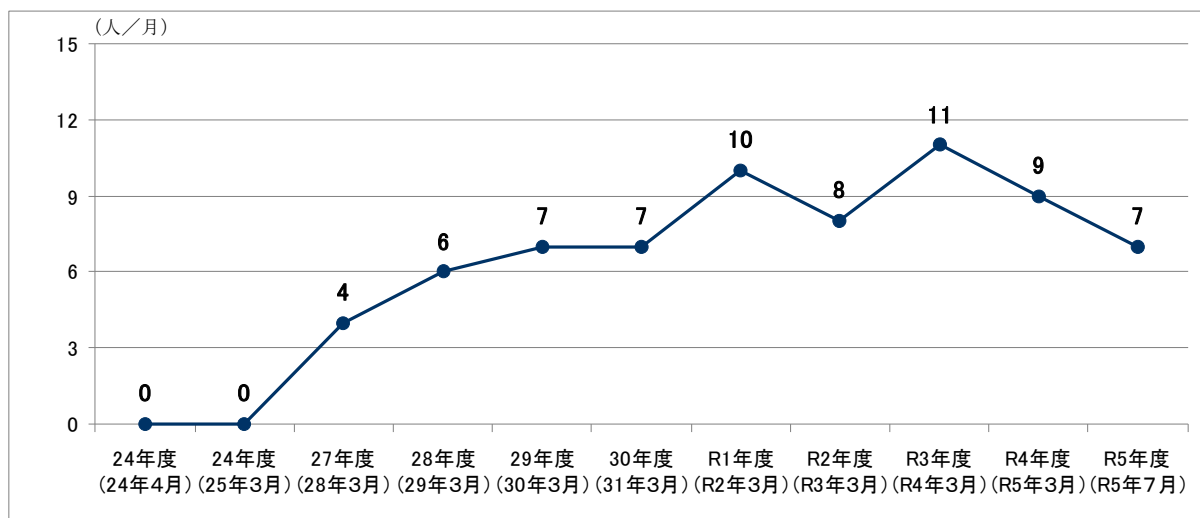
■ 図Ⅳ－１－28 計画相談支援 事業所数の推移



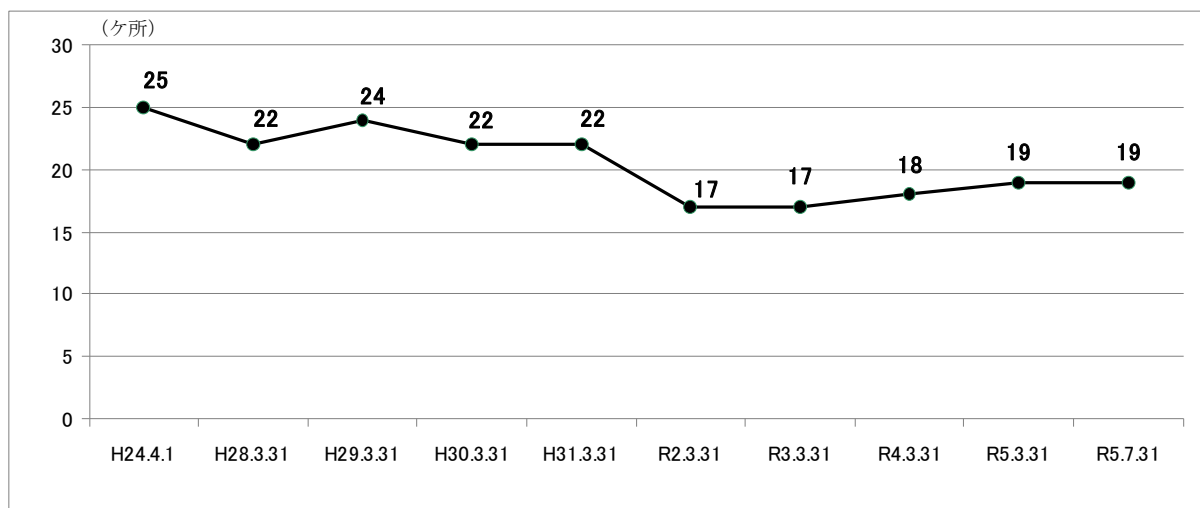
■ 図Ⅳ－１－２９ 地域移行支援 実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－３０ 地域定着支援 実利用者数の推移



■ 図Ⅳ－１－３１ 地域移行支援・地域定着支援 事業所数の推移



※H24. 4. 1 については、障害者自立支援法の経過措置によるみなし指定を含む。

2 障害福祉サービス等の見込量

市町村においては、在宅で現在サービスを利用している人や今後サービスの利用が見込まれる人へのアンケート調査など、可能な限りニーズの把握に努めたうえで各サービス等の見込量を算出しています。

この計画における障害福祉サービス等の見込量は、第6期までと同様、市町村の障害福祉計画における見込量を積上げたものを基本として定めることとします。

【見込みにあたっての考え方】

○ アンケート調査などによりニーズを把握

市町村

- 在宅生活者（現在サービスを利用していない方など）へのアンケート調査等

- ・第6期計画の進捗状況等の分析・評価
- ・課題の整理など

市町村障害福祉計画等

サービス必要量の
見込み

県障害福祉計画等

積上げ

各市町村
障害福祉計画

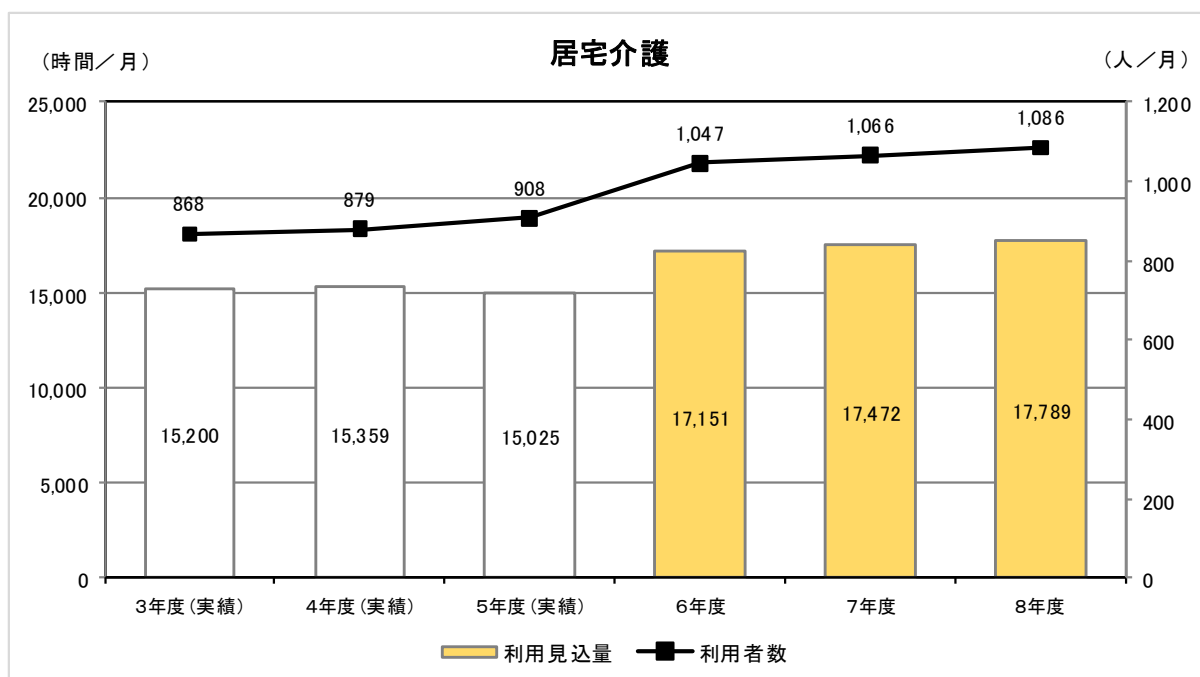
見込量

(1) 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

① 居宅介護

＜１か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月）＞

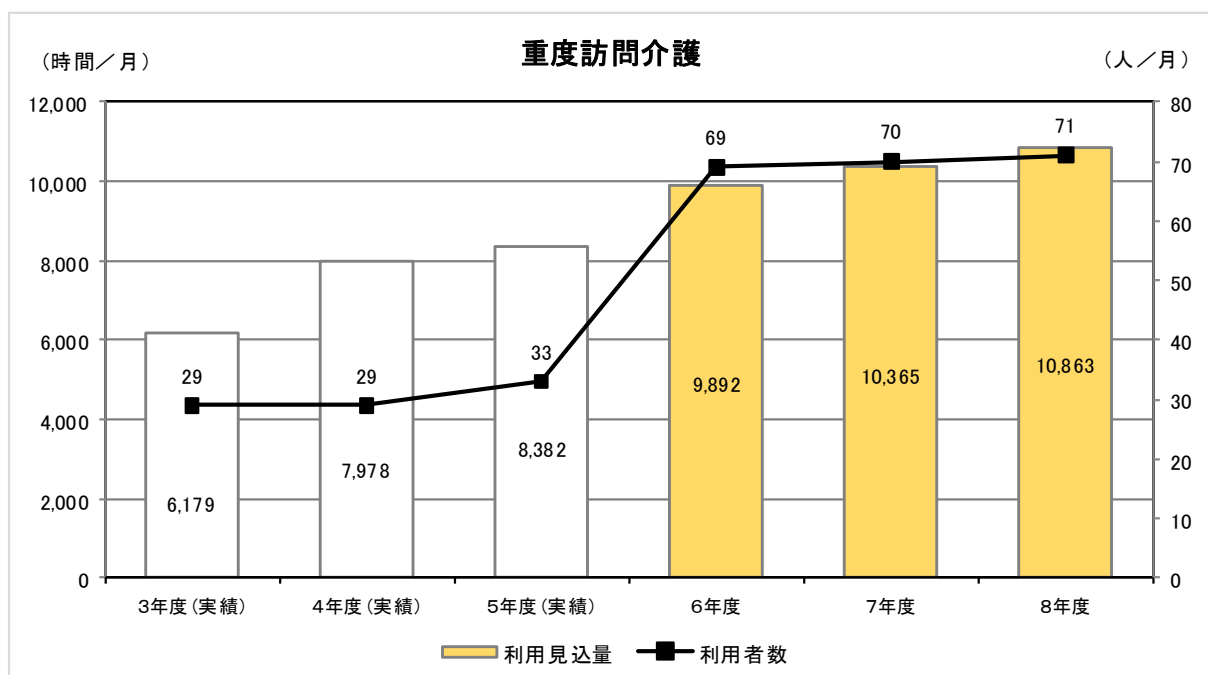
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		３年度 (４年３月)	４年度 (５年３月)	５年度 (５年７月)	６年度	７年度	８年度
安芸	見込量	1,133	911	796	875	893	885
	利用者数	83	73	67	75	75	75
中央東	見込量	1,397	1,396	1,489	1,585	1,664	1,742
	利用者数	103	97	101	104	109	114
中央西 (高知市)	見込量	11,034 (10,071)	11,224 (10,110)	11,116 (10,057)	12,709 (11,193)	12,894 (11,417)	13,113 (11,645)
	利用者数	577 (504)	599 (516)	630 (548)	734 (554)	743 (565)	754 (576)
高幡	見込量	633	729	670	779	785	793
	利用者数	47	54	57	72	77	81
幡多	見込量	1,003	1,099	954	1,203	1,236	1,246
	利用者数	58	56	53	62	62	62
合計	見込量	15,200	15,359	15,025	17,151	17,472	17,789
	利用者数	868	879	908	1,047	1,066	1,086



② 重度訪問介護

＜ 1 か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） ＞

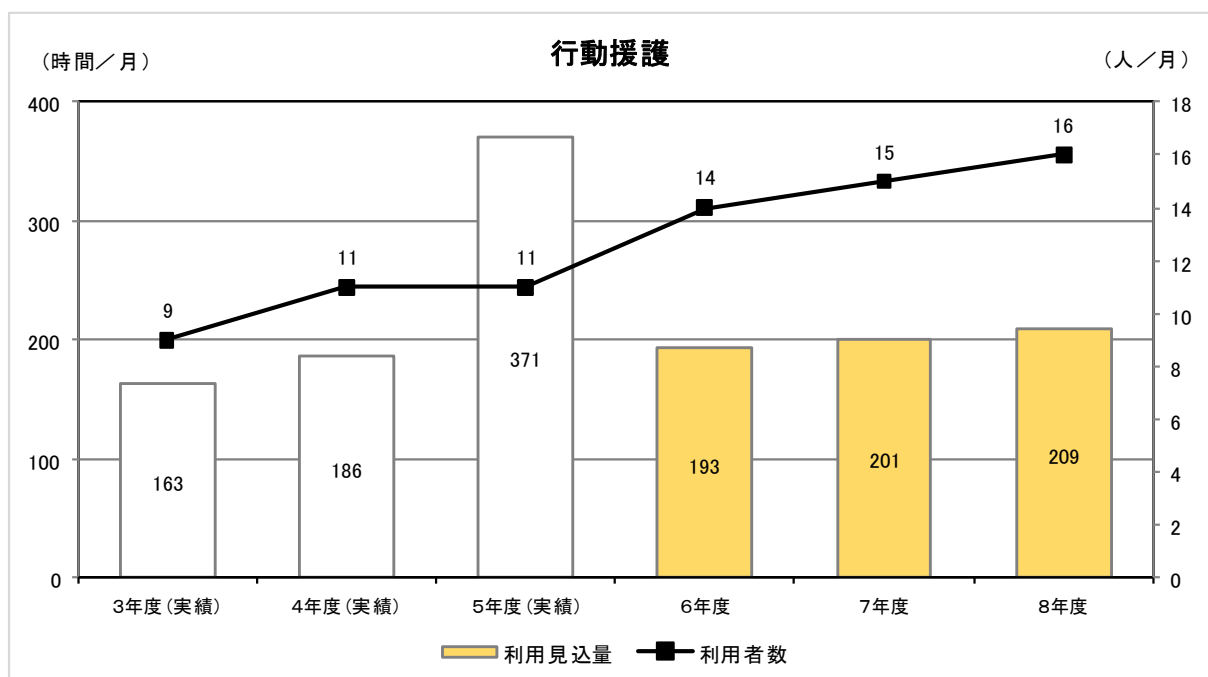
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	1,642	2,258	2,182	2,477	2,488	2,492
	利用者数	11	11	11	13	13	13
中央東	見込量	197	278	350	382	382	382
	利用者数	4	4	5	5	5	5
中央西 (高知市)	見込量	4,340 (4,316)	5,442 (5,420)	5,850 (5,589)	7,033 (6,598)	7,495 (7,060)	7,989 (7,554)
	利用者数	14 (12)	14 (12)	17 (14)	51 (15)	52 (16)	53 (17)
高幡	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
幡多	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
合計	見込量	6,179	7,978	8,382	9,892	10,365	10,863
	利用者数	29	29	33	69	70	71



③ 行動援護

< 1 か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） >

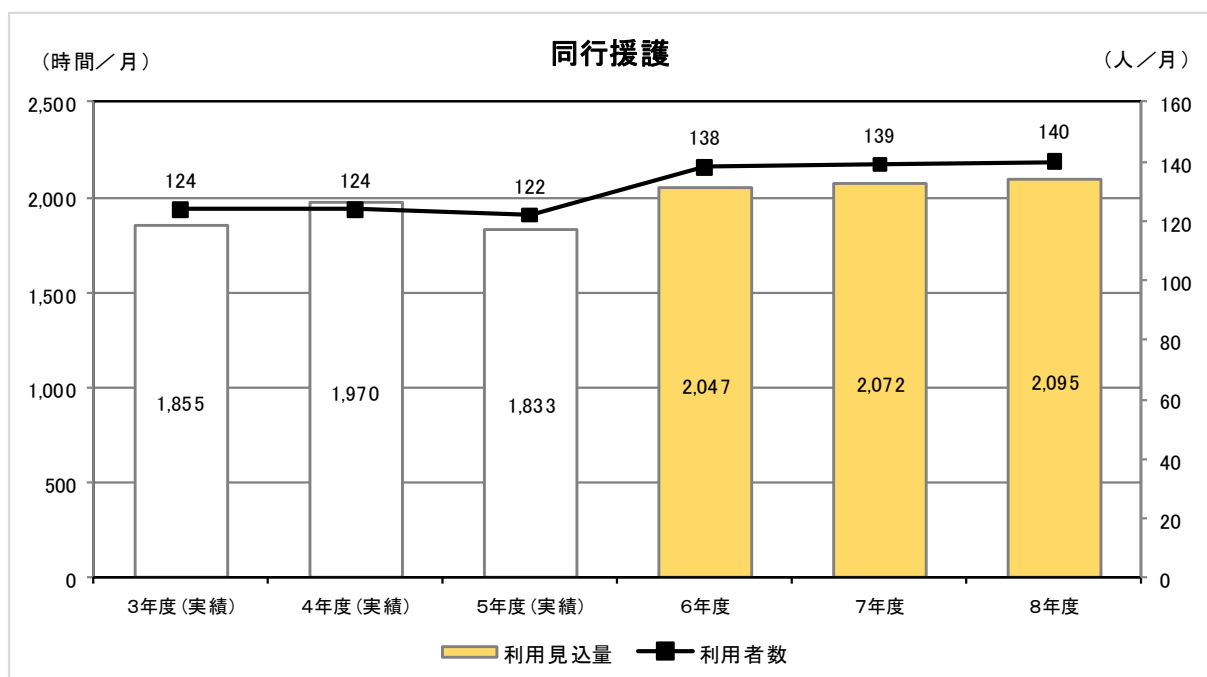
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	14	6	4	6	6	6
	利用者数	3	3	2	3	3	3
中央東	見込量	—	1	2	8	8	8
	利用者数	—	1	1	3	3	3
中央西 (高知市)	見込量	149 (149)	177 (177)	351 (351)	170 (160)	178 (168)	186 (176)
	利用者数	6 (6)	6 (6)	7 (7)	7 (6)	8 (7)	9 (8)
高幡	見込量	—	2	14	9	9	9
	利用者数	—	1	1	1	1	1
幡多	見込量	—	—	—	—	—	—
	利用者数	—	—	—	—	—	—
合計	見込量	163	186	371	193	201	209
	利用者数	9	11	11	14	15	16



④ 同行援護

< 1 か月あたりの見込量（時間／月）と利用者数（人／月） >

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	13	4	10	31	32	32
	利用者数	3	2	2	6	6	6
中央東	見込量	129	150	144	148	148	148
	利用者数	6	7	9	9	9	9
中央西 (高知市)	見込量	1,610 (1,573)	1,732 (1,577)	1,598 (1,577)	1,693 (1,636)	1,716 (1,659)	1,739 (1,682)
	利用者数	101 (96)	98 (93)	98 (93)	108 (97)	109 (98)	110 (99)
高幡	見込量	73	49	49	125	126	126
	利用者数	9	7	7	7	7	7
幡多	見込量	30	32	32	51	51	51
	利用者数	5	6	6	8	8	8
合計	見込量	1,855	1,970	1,833	2,047	2,072	2,095
	利用者数	124	124	122	138	139	140

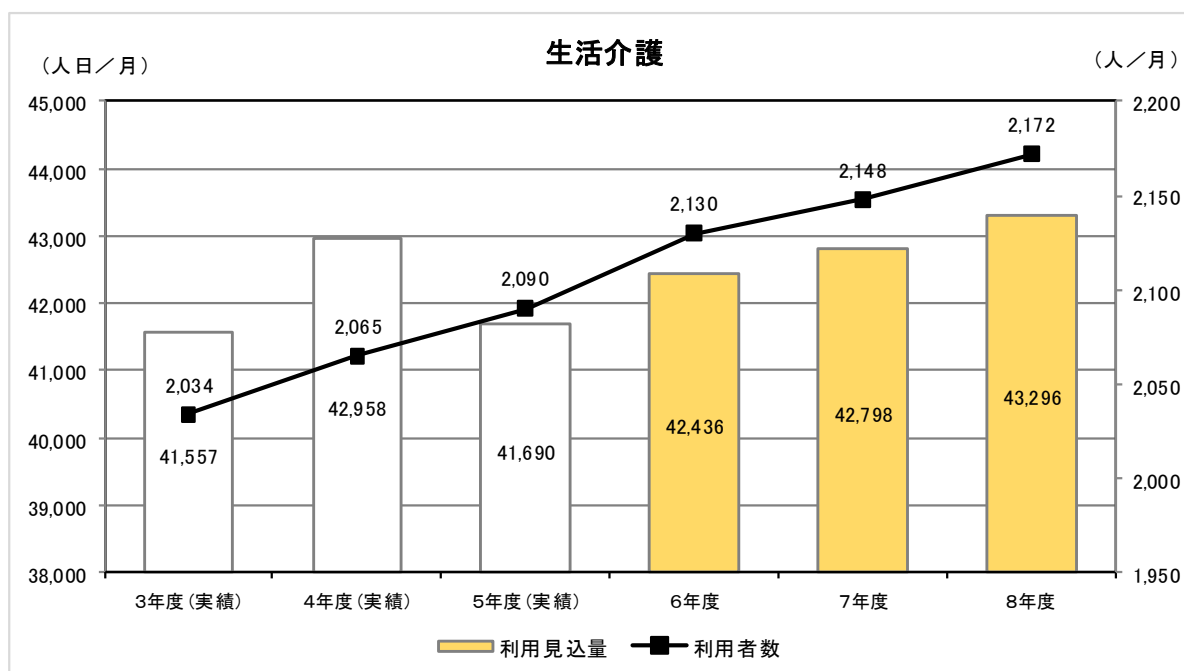


(2) 日中活動系サービス等

① 生活介護

＜ 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） ＞

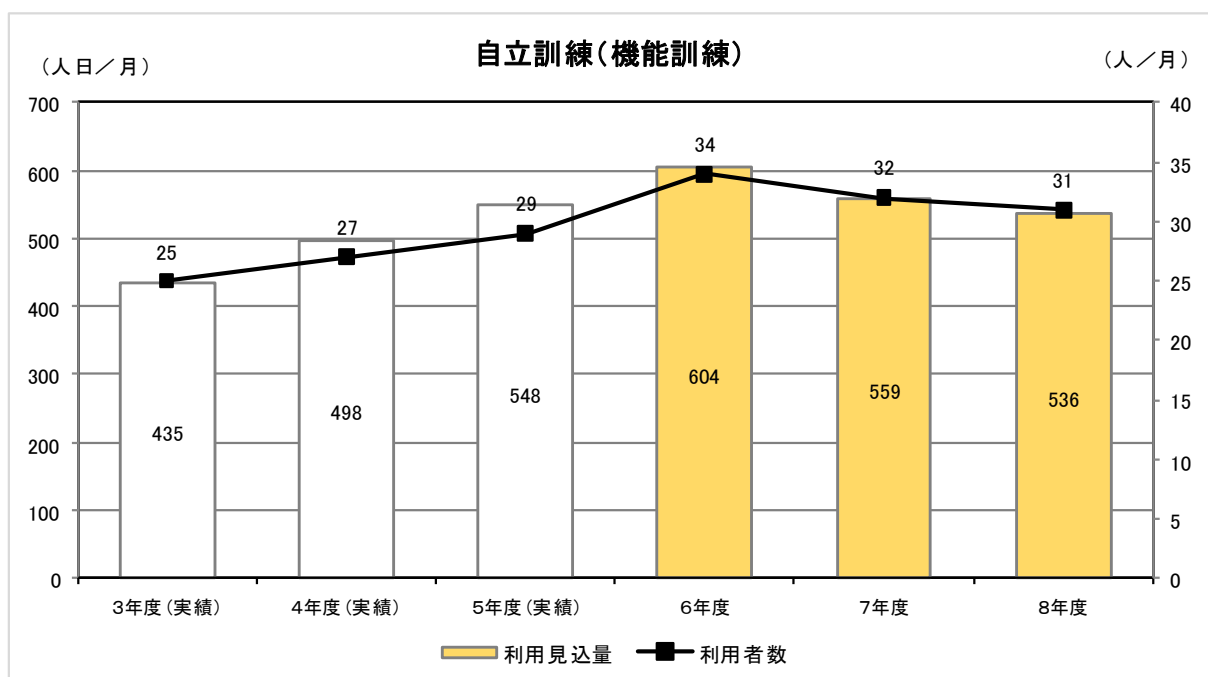
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	3,005	2,992	3,129	3,447	3,518	3,618
	利用者数	145	144	153	166	168	171
中央東	見込量	6,649	7,094	6,815	7,071	7,177	7,306
	利用者数	325	328	334	353	358	364
中央西 (高知市)	見込量	20,912 (15,959)	21,718 (16,734)	21,089 (16,291)	21,757 (16,223)	21,999 (16,385)	22,243 (16,549)
	利用者数	1,032 (797)	1,055 (817)	1,073 (836)	1,063 (836)	1,075 (844)	1,087 (852)
高幡	見込量	4,218	4,261	3,998	3,849	3,791	3,816
	利用者数	215	215	211	218	216	219
幡多	見込量	6,773	6,893	6,659	6,312	6,313	6,313
	利用者数	317	323	319	330	331	331
合計	見込量	41,557	42,958	41,690	42,436	42,798	43,296
	利用者数	2,034	2,065	2,090	2,130	2,148	2,172



② 自立訓練（機能訓練）

＜ 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） ＞

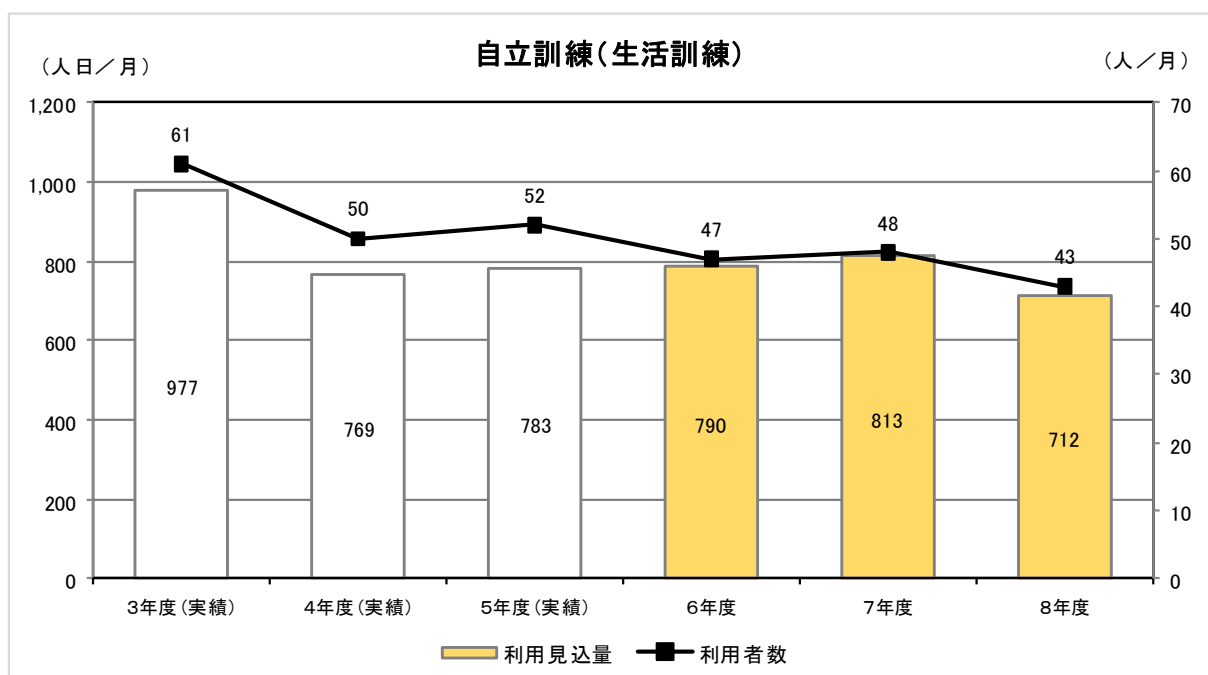
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	12	23	45	46	46	23
	利用者数	1	1	2	2	2	1
中央東	見込量	111	66	82	108	108	108
	利用者数	5	3	4	5	5	5
中央西 (高知市)	見込量	289 (289)	368 (310)	377 (302)	382 (319)	382 (319)	382 (319)
	利用者数	18 (18)	21 (18)	21 (17)	24 (22)	24 (22)	24 (22)
高幡	見込量	23	22	44	45	23	23
	利用者数	1	1	2	2	1	1
幡多	見込量	—	19	—	23	—	—
	利用者数	—	1	—	1	—	—
合計	見込量	435	498	548	604	559	536
	利用者数	25	27	29	34	32	31



③ 自立訓練（生活訓練）

＜ 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） ＞

圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	83	55	44	89	112	89
	利用者数	5	3	3	4	5	4
中央東	見込量	212	141	147	162	162	105
	利用者数	11	8	9	9	9	6
中央西 (高知市)	見込量	540 (495)	498 (498)	499 (489)	519 (430)	519 (430)	498 (430)
	利用者数	37 (35)	35 (35)	35 (34)	33 (28)	33 (28)	32 (28)
高幡	見込量	22	—	18	—	—	—
	利用者数	2	—	1	—	—	—
幡多	見込量	120	75	75	20	20	20
	利用者数	6	4	4	1	1	1
合計	見込量	977	769	783	790	813	712
	利用者数	61	50	52	47	48	43



④ 就労選択支援

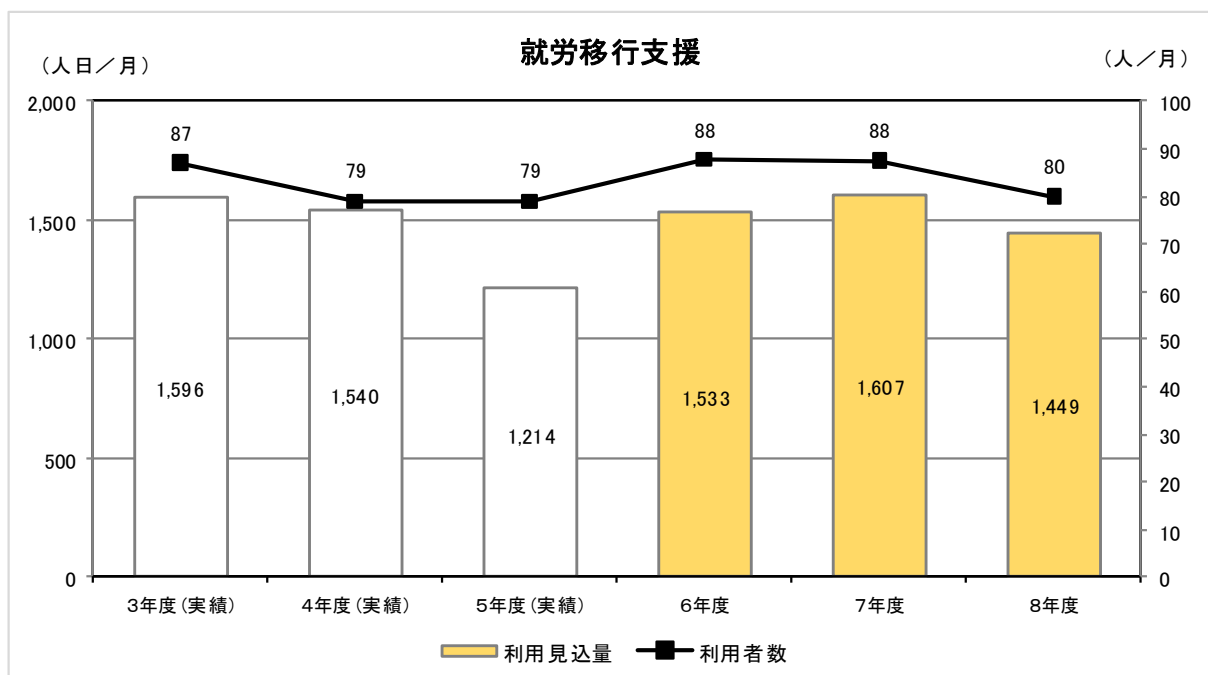
< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	—	6	6
中央西 (高知市)	—	—	—	—	32 (30)	37 (35)
高幡	—	—	—	—	3	4
幡多	—	—	—	—	6	5
合計	—	—	—	—	47	52

⑤ 就労移行支援

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

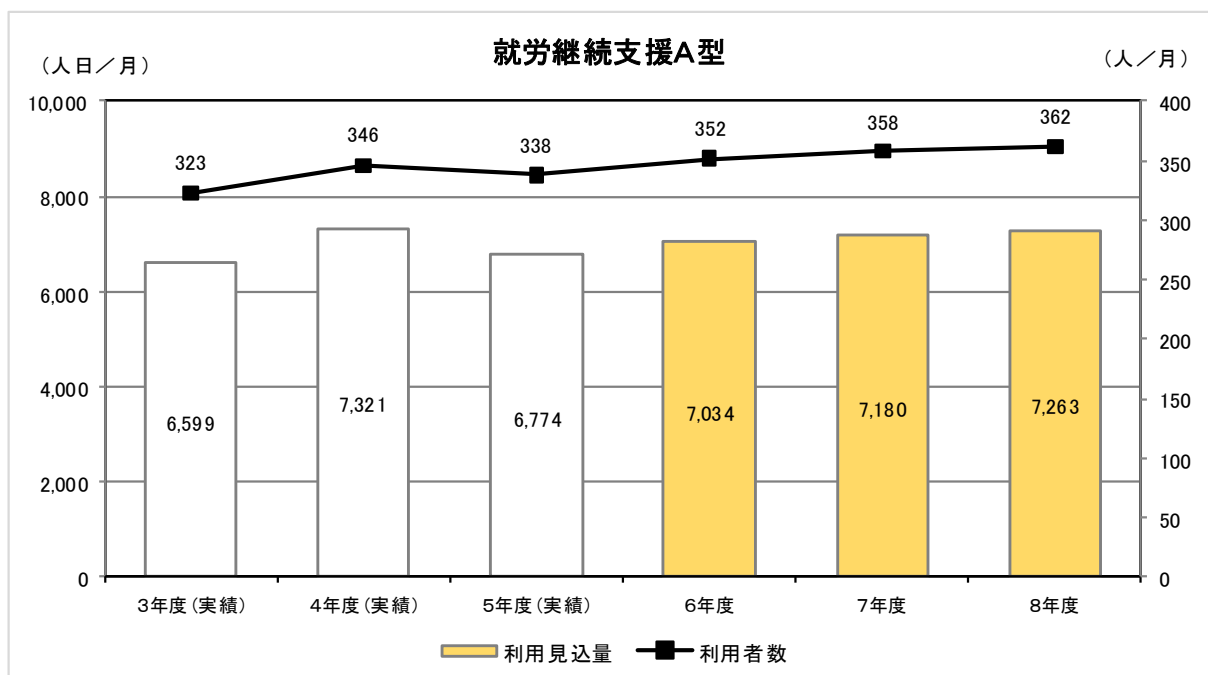
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	102	94	42	69	157	69
	利用者数	6	5	2	3	7	3
中央東	見込量	203	226	130	280	300	269
	利用者数	11	13	7	17	18	16
中央西 (高知市)	見込量	1,104 (817)	1,014 (736)	908 (685)	977 (700)	955 (656)	911 (612)
	利用者数	60 (45)	51 (37)	60 (48)	53 (40)	52 (38)	49 (35)
高幡	見込量	76	93	67	99	108	113
	利用者数	4	5	7	9	6	7
幡多	見込量	111	113	67	108	87	87
	利用者数	6	5	3	6	5	5
合計	見込量	1,596	1,540	1,214	1,524	1,607	1,449
	利用者数	87	79	79	88	88	80



⑥ 就労継続支援A型

＜ 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） ＞

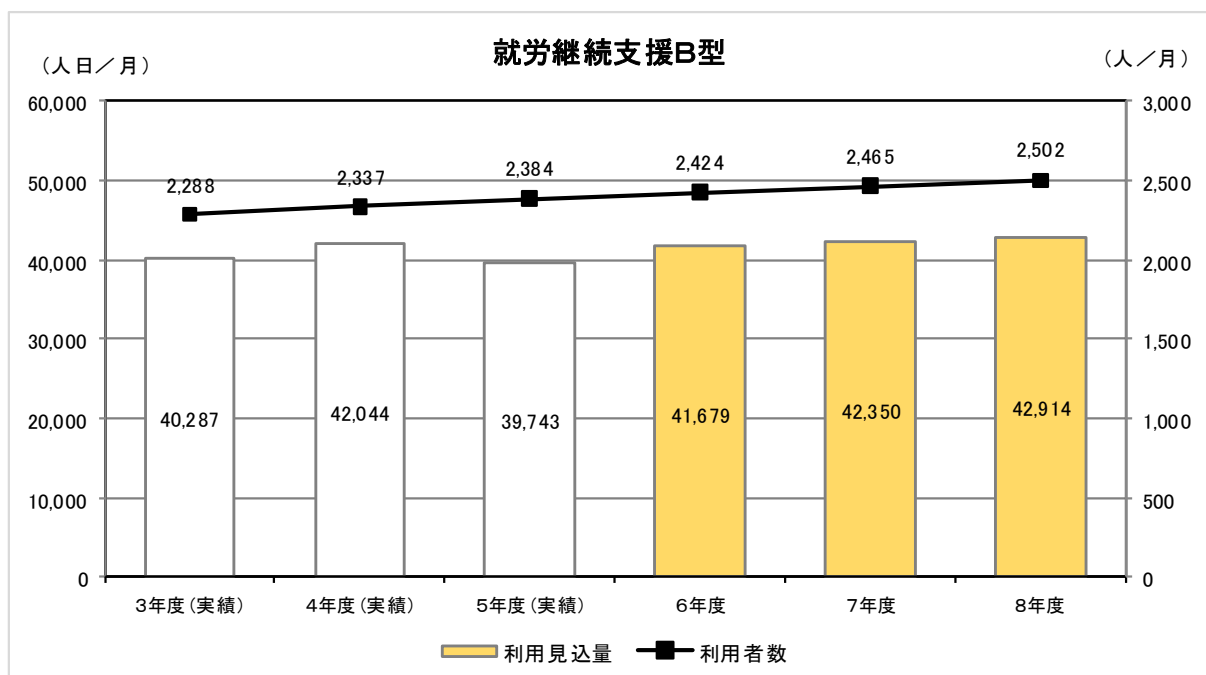
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	290	298	243	259	309	291
	利用者数	14	14	13	12	14	13
中央東	見込量	1,444	1,593	1,386	1,411	1,388	1,363
	利用者数	74	78	72	74	72	71
中央西 (高知市)	見込量	4,143 (3,751)	4,748 (4,297)	4,574 (4,138)	4,789 (4,256)	4,917 (4,384)	5,048 (4,515)
	利用者数	203 (184)	224 (203)	224 (203)	238 (213)	244 (219)	251 (226)
高幡	見込量	303	292	205	232	223	218
	利用者数	14	13	11	11	11	10
幡多	見込量	419	390	366	343	343	343
	利用者数	18	17	18	17	17	17
合計	見込量	6,599	7,321	6,774	7,034	7,180	7,263
	利用者数	323	346	338	352	358	362



⑦ 就労継続支援B型

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

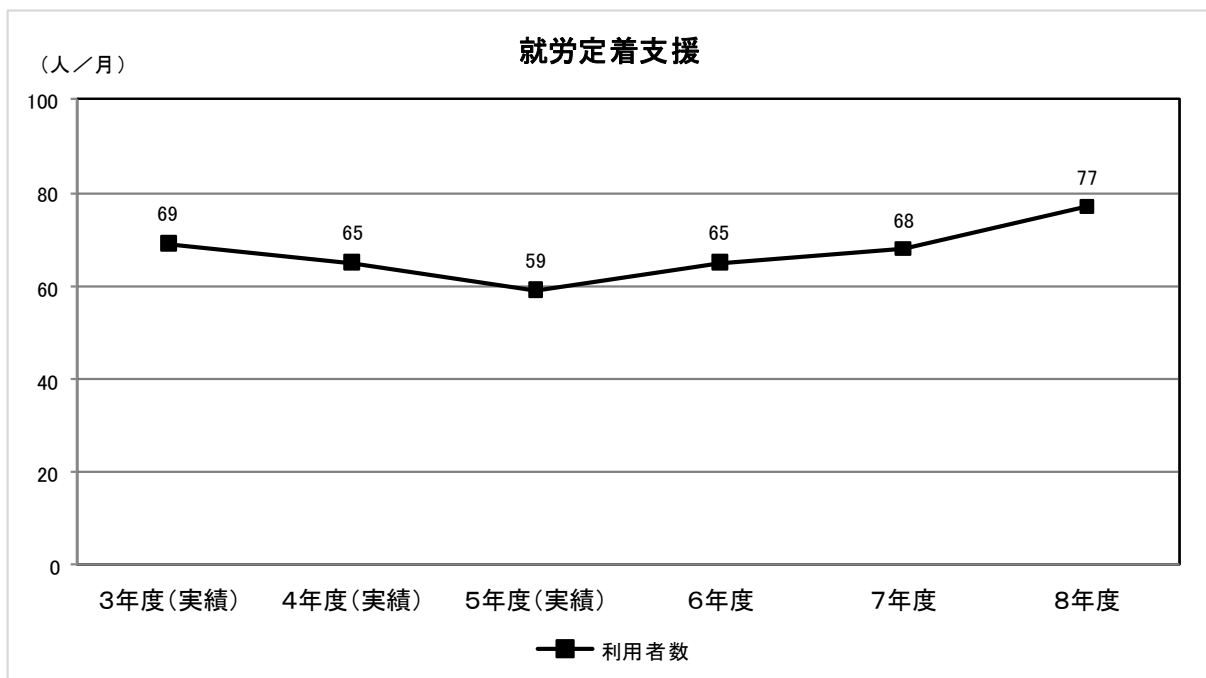
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	見込量	2,861	3,069	3,036	3,767	3,904	3,954
	利用者数	166	168	175	184	189	190
中央東	見込量	5,501	5,821	5,542	5,889	6,064	6,239
	利用者数	309	315	322	337	347	357
中央西 (高知市)	見込量	21,399 (17,120)	22,322 (17,879)	21,021 (16,789)	21,509 (16,711)	21,680 (16,798)	21,866 (16,899)
	利用者数	1,231 (1,006)	1,231 (1,006)	1,297 (1,054)	1,288 (1,031)	1,307 (1,044)	1,327 (1,058)
高幡	見込量	4,727	4,843	4,439	4,711	4,821	4,931
	利用者数	262	266	264	271	274	277
幡多	見込量	5,799	5,989	5,705	5,803	5,881	5,924
	利用者数	320	322	326	344	348	351
合計	見込量	40,287	42,044	39,743	41,679	42,350	42,914
	利用者数	2,288	2,337	2,384	2,424	2,465	2,502



⑧ 就労定着支援

< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

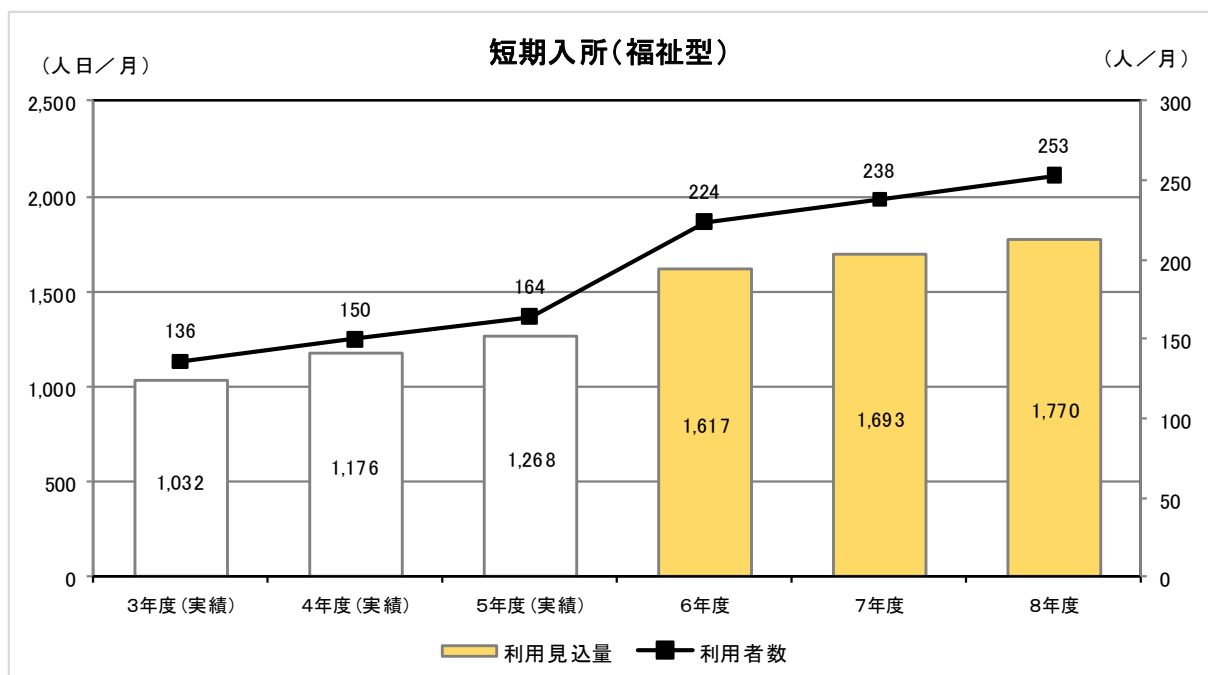
圏域	利用実績			利用見込		
	3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	2	1	—	—	—	—
中央東	5	4	4	6	6	10
中央西 (高知市)	48 (40)	50 (41)	47 (39)	51 (41)	54 (44)	58 (47)
高幡	2	2	2	2	2	2
幡多	12	8	6	6	6	7
合計	69	65	59	65	68	77



⑨ 短期入所（福祉型）

＜ 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） ＞

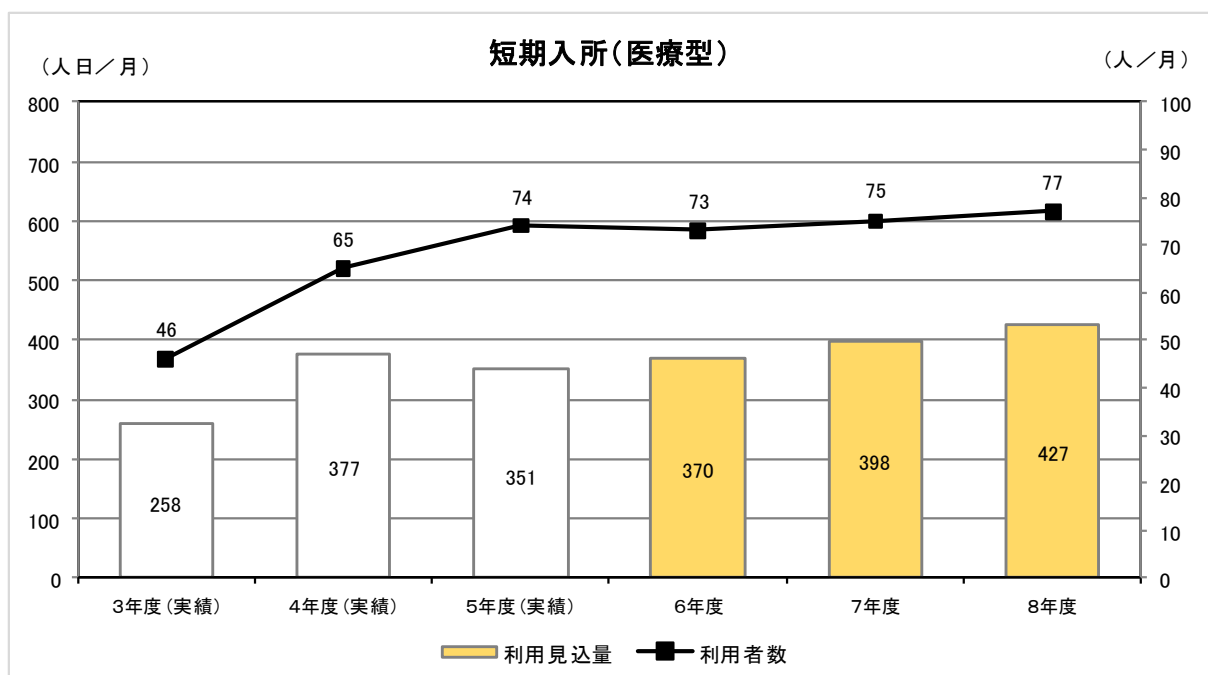
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	85	126	158	209	209	209
	利用者数	11	14	15	22	22	22
中央東	見込量	72	120	192	219	255	291
	利用者数	9	15	23	33	39	45
中央西 (高知市)	見込量	659 (444)	700 (461)	688 (458)	1,007 (469)	1,052 (486)	1,102 (508)
	利用者数	94 (60)	101 (65)	100 (67)	138 (67)	147 (72)	157 (78)
高幡	見込量	101	108	106	97	92	83
	利用者数	16	9	13	11	10	9
幡多	見込量	115	122	124	85	85	85
	利用者数	6	11	13	20	20	20
合計	見込量	1,032	1,176	1,268	1,617	1,693	1,770
	利用者数	136	150	164	224	238	253



⑩ 短期入所（医療型）

< 1 か月あたりの見込量（人日／月）と利用者数（人／月） >

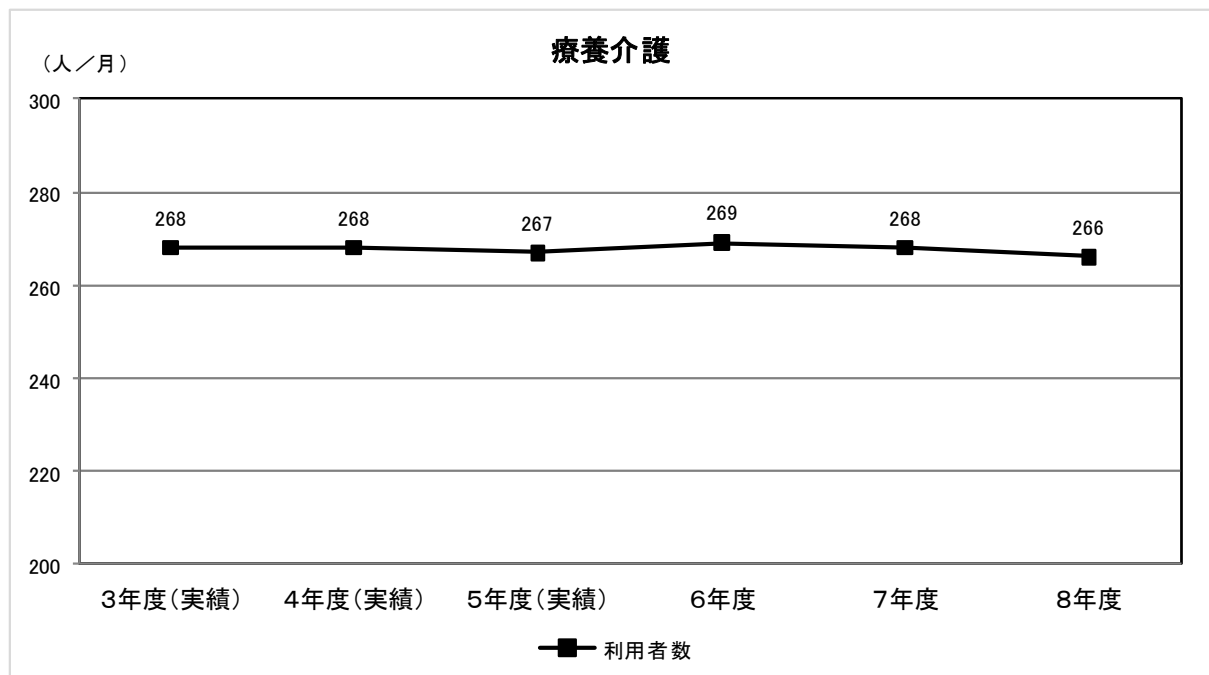
圏域	区分	利用実績			利用見込		
		3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	見込量	6	9	5	4	4	4
	利用者数	2	2	2	3	3	3
中央東	見込量	46	72	53	64	64	64
	利用者数	10	16	14	14	14	14
中央西 (高知市)	見込量	192 (160)	227 (188)	241 (192)	248 (178)	276 (206)	305 (435)
	利用者数	31 (25)	39 (34)	47 (40)	48 (39)	50 (41)	52 (43)
高幡	見込量	12	18	13	31	31	31
	利用者数	2	1	3	4	4	4
幡多	見込量	2	51	39	23	23	23
	利用者数	1	7	8	4	4	4
合計	見込量	258	377	351	370	398	427
	利用者数	46	65	74	73	75	77



⑪ 療養介護

< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	28	27	27	27	27	27
中央東	47	47	46	47	46	45
中央西 (高知市)	125 (107)	125 (106)	126 (107)	126 (107)	126 (107)	126 (107)
高幡	17	17	15	16	16	15
幡多	51	52	53	53	53	53
合計	268	268	267	269	268	266

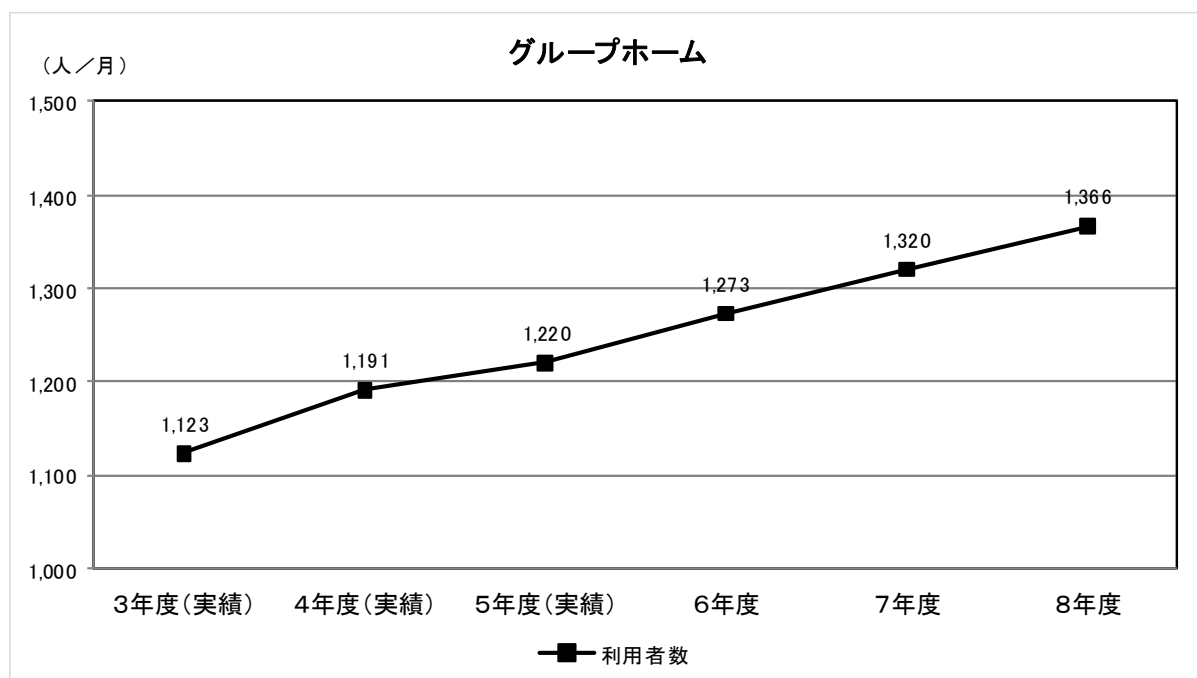


(3) 居住系サービス

① グループホーム

< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

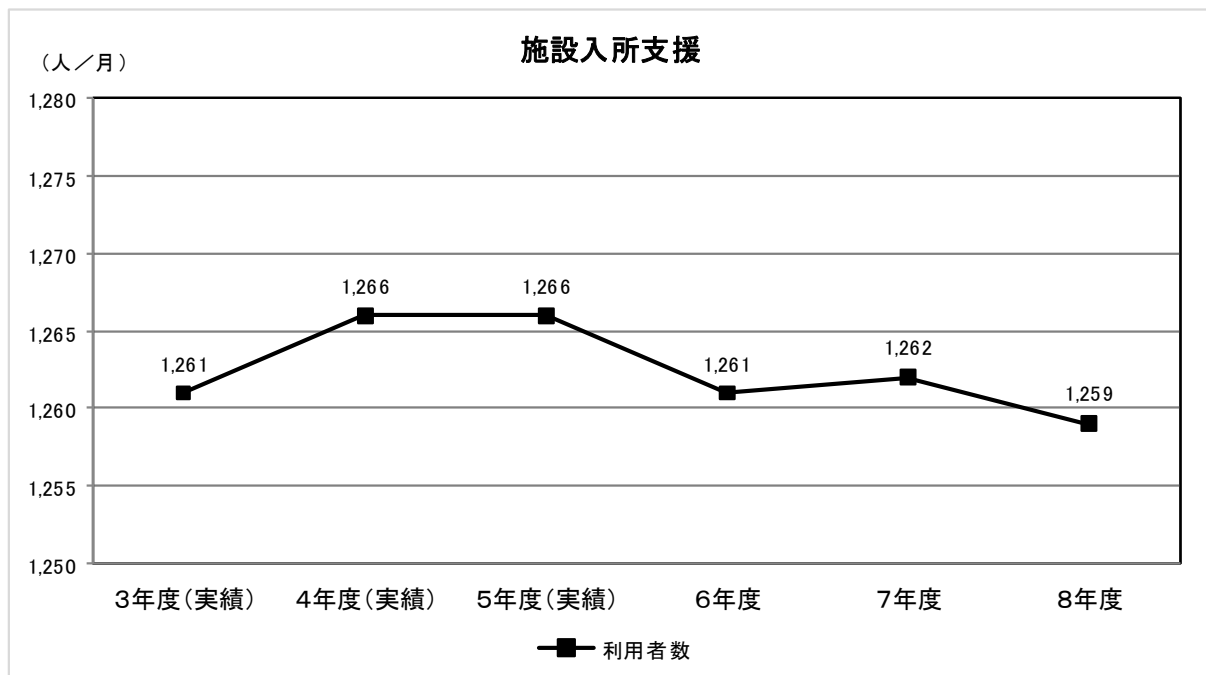
圏域	利用実績			利用見込		
	3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	78	85	88	94	98	100
中央東	189	208	213	225	234	243
中央西 (高知市)	561 (424)	561 (467)	636 (491)	658 (510)	690 (539)	723 (569)
高幡	109	109	108	107	107	109
幡多	186	182	175	189	191	191
合計	1,123	1,191	1,220	1,273	1,320	1,366



② 施設入所支援

< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

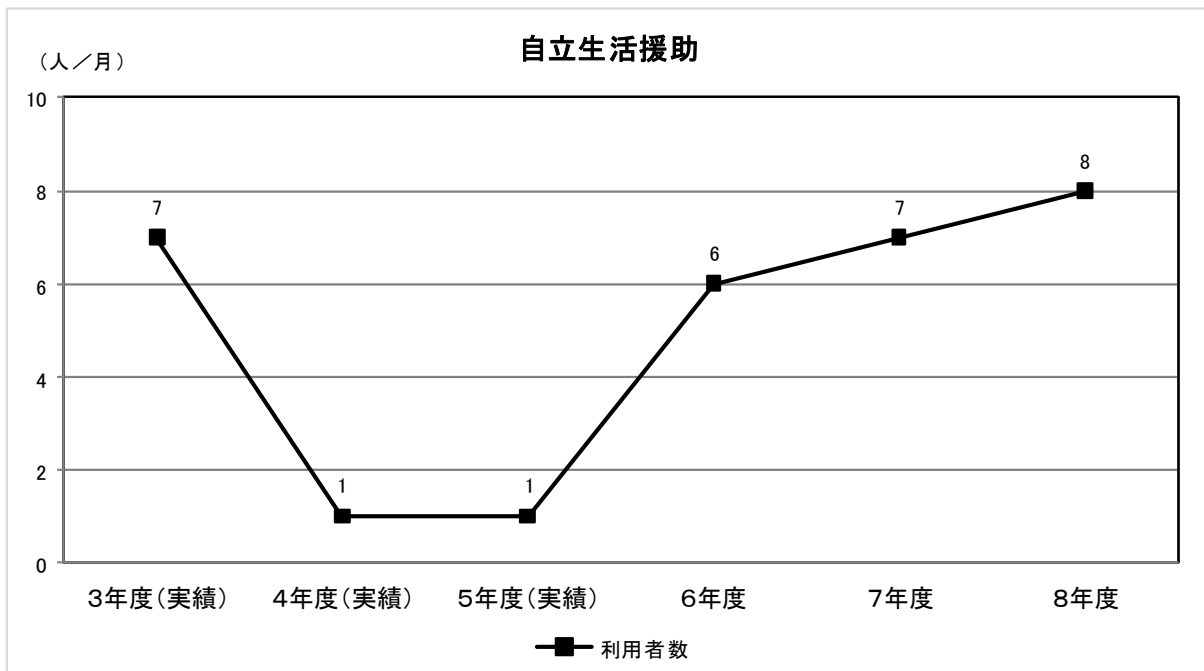
圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	108	103	104	109	111	110
中央東	195	198	197	194	193	192
中央西 (高知市)	545 (405)	547 (405)	548 (405)	544 (400)	546 (400)	549 (400)
高幡	156	155	154	154	152	148
幡多	257	263	263	260	260	260
合計	1,261	1,266	1,266	1,261	1,262	1,259



③ 自立生活援助

< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	1	1	2
中央西 (高知市)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	4 (2)	4 (2)	4 (2)
高幡	—	—	—	—	—	—
幡多	4	—	—	1	2	2
合計	7	1	1	6	7	8

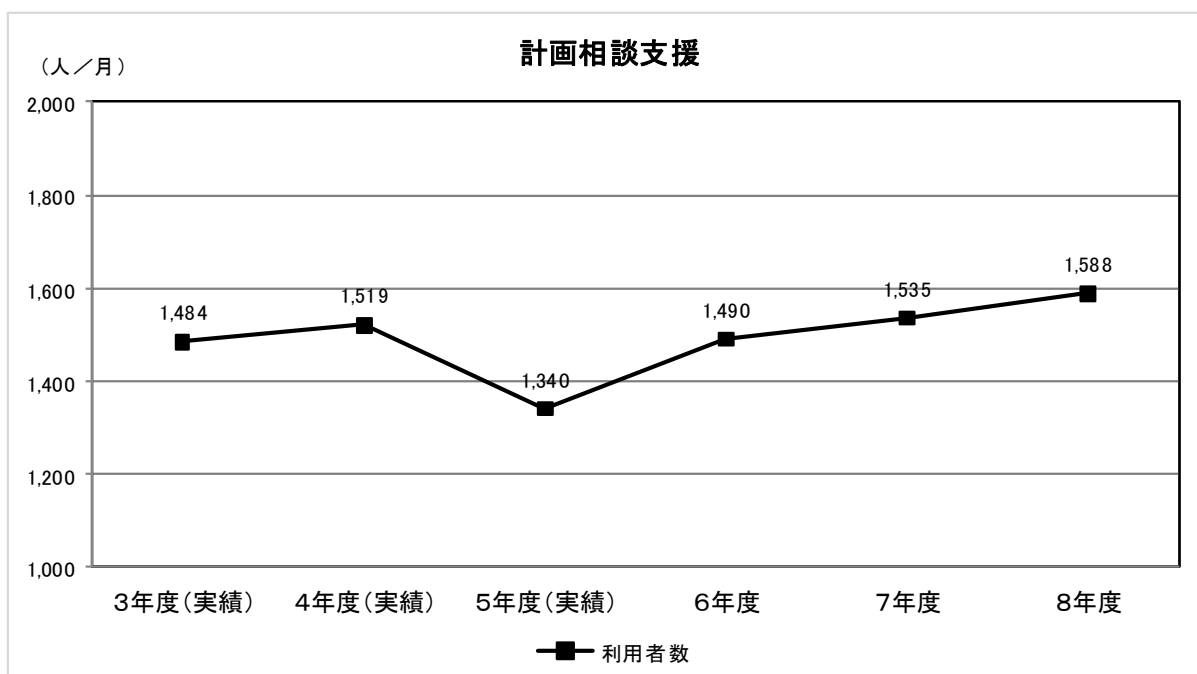


(4) 指定計画相談支援・指定地域相談支援

① 計画相談支援

< 1 か月あたりの利用者数 (人／月) >

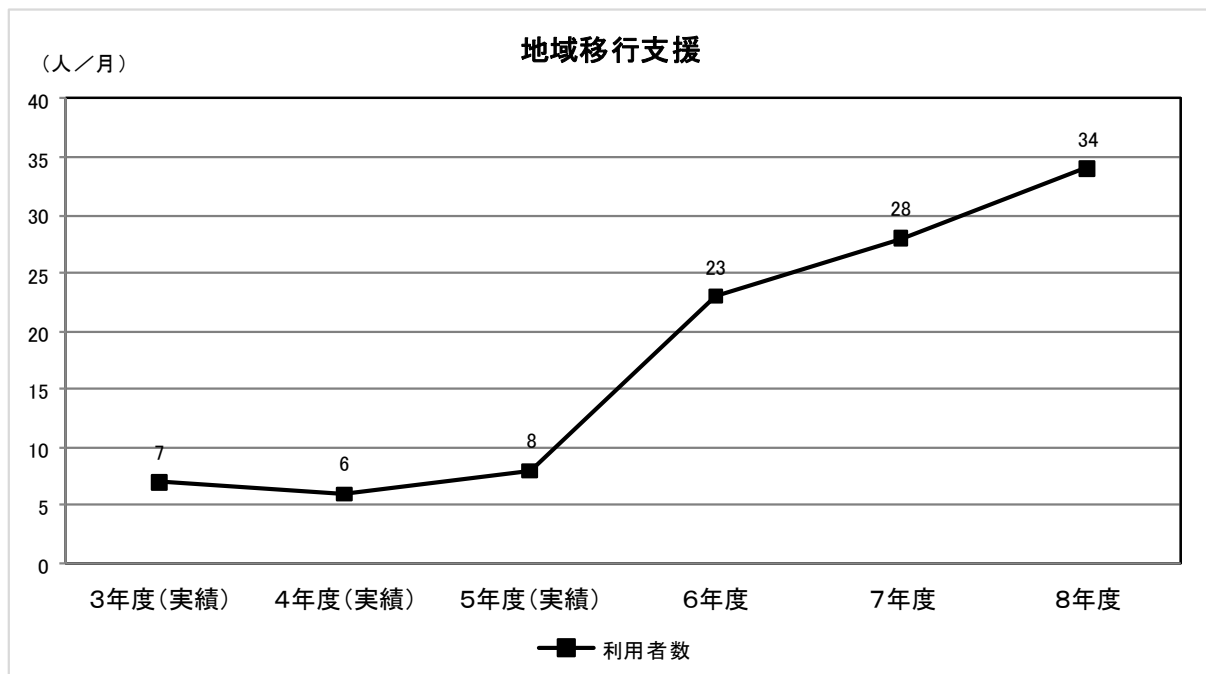
圏域	利用実績			利用見込		
	3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	125	129	102	110	109	110
中央東	280	272	196	216	217	218
中央西 (高知市)	754 (588)	767 (608)	755 (608)	807 (624)	839 (649)	872 (675)
高幡	144	146	126	170	182	199
幡多	181	205	161	186	187	189
合計	1, 484	1, 519	1, 340	1, 490	1, 535	1, 588



② 地域移行支援

< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

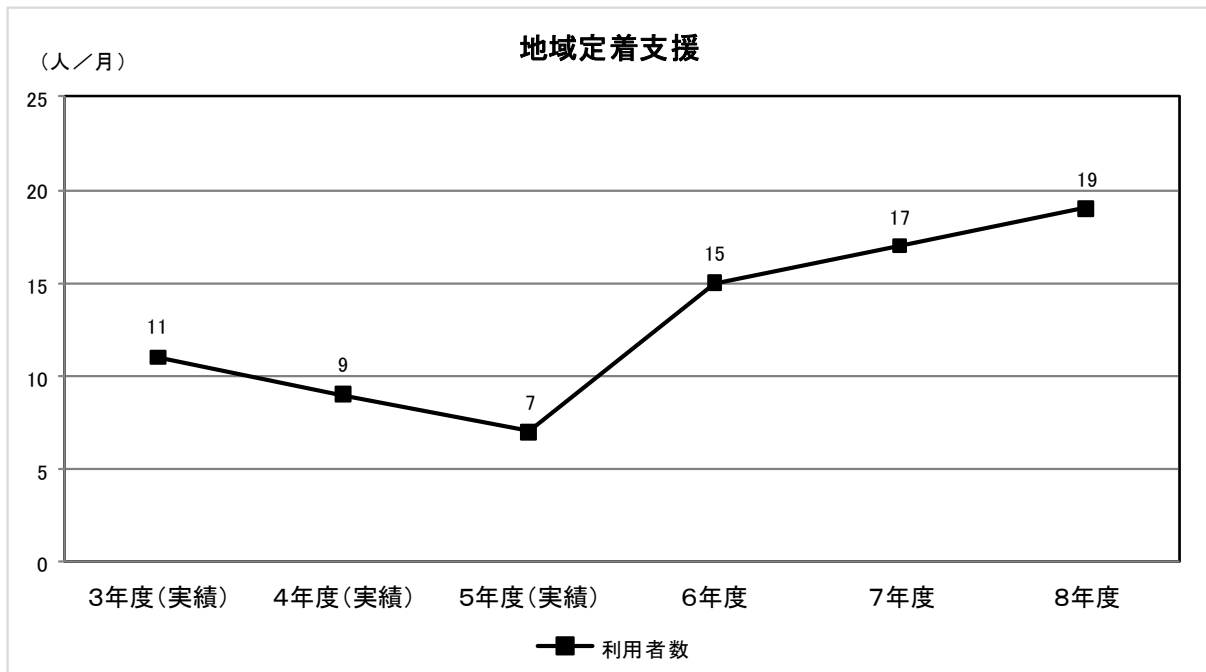
圏域	利用実績			利用見込		
	3 年度 (4 年 3 月)	4 年度 (5 年 3 月)	5 年度 (5 年 7 月)	6 年度	7 年度	8 年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	3	3	4
中央西 (高知市)	7 (7)	6 (6)	8 (8)	17 (15)	22 (20)	27 (25)
高幡	—	—	—	1	1	1
幡多	—	—	—	2	2	2
合計	7	6	8	23	28	34



③ 地域定着支援

< 1 か月あたりの利用者数（人／月） >

圏域	利用実績			利用見込		
	3年度 (4年3月)	4年度 (5年3月)	5年度 (5年7月)	6年度	7年度	8年度
安芸	—	—	—	—	—	—
中央東	—	—	—	3	3	3
中央西 (高知市)	11 (11)	6 (6)	4 (3)	10 (8)	12 (10)	14 (12)
高幡	—	—	—	1	1	1
幡多	—	3	3	1	1	1
合計	11	9	7	15	17	19



3 必要な見込量の確保等の方策

指定障害福祉サービスや指定相談支援の必要な見込量を確保するため、次のような取り組みを行います。

(1) 指定障害福祉サービスの充実

- 自宅やグループホーム等で生活する障害のある人の増加に伴って、訪問系サービスの利用の増加が見込まれることから、ホームヘルパー現任研修などの研修を計画的に実施し、必要なサービス量とともに、サービスの質の確保を図ります。
- 障害のある人の在宅等での生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、関係事業所と連携を図りながら短期入所事業の充実に努めます。
- 高知市及びその周辺部を中心に通所サービスやグループホーム等の整備が進んでいましたが、地域によってはこれらのサービスの整備が十分に進んでいないところがあります。このため、こうした地域において優先的に施設整備を進めていきます。
- 事業所の参入が進みにくい中山間地域においては、身近なところで障害福祉サービスが利用できるよう、事業所から遠隔地に居住する人に対してサービスを提供した事業者を支援するとともに、介護保険施設・事業所にも「共生型サービス」を含めた障害福祉サービスの参入を促していきます。

あわせて、障害のある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所において介護保険サービスを利用することができるよう、障害福祉サービス事業所において共生型サービスの導入が進むよう取り組んでいきます。

また、高知型地域共生社会^(※)の拠点として、制度サービスの隙間を埋め、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることのできる「あったかふれあいセンター」等においても障害のある人が利用できるよう、機能の充実・強化を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支え合いの地域づくりを進めていきます。

※ 高知型地域共生社会

高知型福祉（あったかふれあいセンターに象徴される、中山間地域等における制度サービスの隙間を埋めて、県民誰もが住み慣れた地域で安心してともし支え合いながら暮らし続けられるための本県独自の取組）を継承しつつ、あったかふれあいセンターを活用しながら、市町村の分野を超えた包括的な支援体制の整備を「たて糸」として、人と人とのつながりの再生を「よこ糸」として推進することで織りなす本県が目指すべき地域共生社会の姿をさします。

- それぞれの地域で必要なサービスについて、市町村やサービスを提供する事業所等が情報を共有するとともに、連携してサービス確保等に取り組めるよう、市町村自立支援協議会におけるPDCAサイクルに基づく分析や評価等の取り組みを支援します。
- 就労継続支援事業所の利用者の工賃水準の向上を図るため、工賃等向上アドバイザーを派遣するほか、商品の販路拡大等を図る共同受注窓口による営業活動や商品等のPRサイト「Happy」を活用して販売促進を図るなど、事業所の生産活動を支援します。
また、障害者優先調達推進法に基づき調達方針を策定し、障害者施設等からの物品の購入等の拡大を図ります。

(2) 相談支援の充実

- 障害のある人が様々なサービスや地域資源等を活用しながら安心して暮らしていくためには、ケアマネジメントによるきめ細かな支援が必要です。
このため、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援が、その人のニーズや障害特性に応じて適切に行われるよう、相談支援従事者研修などを通じて、相談支援事業者の質の向上と確保に努めます。
- 県内の相談支援機能を充実するため、各圏域の事業所や就労支援機関など関係機関との連携を強化するとともに、市町村による相談支援の中核的な役割を担う市町村自立支援協議会の機能の充実や、基幹相談支援センターの設置など、広域的な支援体制の整備を進めます。
- 相談支援体制の整備を着実に進めていくため、地域の関係者が地域課題の共有及び検討を行う自立支援協議会が有効に機能するよう、圏域ごとに配置している障害者相談支援アドバイザーを活用した体制の充実に取り組みます。
さらに、非常に高い専門性が求められる医療的なケアを必要とする重症心身障害児（者）の相談支援については、専門的な知識を有するアドバイザーを配置する等、市町村の相談支援体制の充実を図ります。
また、相談支援に従事する人材の育成や専門性の向上を図るため、人材育成を担う人材の養成や、各圏域の課題を踏まえた地域内研修の実施、さらには県が実施する人材育成に関する研修の効果測定の仕事みづくりなどに取り組みます。
- 発達障害児（者）が可能な限り身近なところにおいて必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援地域協議会で課題の把握や対応策への検討などを行うとともに、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーによる相談助言、研修、啓発などの支援に取り組みます。

4 地域生活支援事業

(1) 発達障害者支援センター運営事業

○ 実施する事業の内容

高知県では、発達障害者支援法の規定に基づく発達障害者支援センターの機能を担う機関として、平成18年に県立療育福祉センターに発達障害者支援センターを設置し、次のような業務を中心に活動をしています。

項目	内容
相談支援	発達障害児・者やその家族、関係機関等のさまざまな相談に応じ、助言、指導及び情報の提供等を行います。
発達支援	発達障害児・者やその家族、支援者からの発達支援に関する相談に応じるとともに、日常生活での適切な支援のあり方について、専門的なアセスメント（※1）に基づき、個々の特性に応じた助言、指導を行います。
就労支援	発達障害児・者の就労に関する相談に応じ、情報提供を行うとともに、必要に応じて就労先を訪問し、障害特性に関する助言や環境の調整について指導を行います。
普及、啓発、研修	発達障害についての理解を深めるための講演会を開催したり、支援機関の職員等を対象として、具体的な支援方法や環境設定等に関する研修を行います。また、関係機関や地域からの要請に応じて研修や講演を行います。

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

発達障害のある子どもへの支援については、二次障害の予防という観点からも早期発見・早期支援が重要となるとともに、身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められています。

そのため、乳幼児健診などで発達の気になる子どもを早期に発見し、その子どもに合った支援につなげる取組を市町村が進められるよう支援します。

また、発達障害のある人への専門的な支援を行うことができる民間事業者と連携しながら、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム（※2）などを実施し、発達障害のある子どもが、身近な地域の支援者（保育士、保健師、障害児支援事業所の職員等）から支援を受けられる体制づくりを図ります。

さらに、「発達障害」が広く県民に周知・理解されて、発達障害のある人が安心して日常の生活ができるよう、引き続き普及・啓発活動に取り組めます。

※1 アセスメント

対象者に対して適切な関わりをするために、様々な情報を収集し、状態を見極めること。

※2 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム

育児に不安がある保護者などがグループで子どもの行動の理解や関わり方について学ぶプログラム。

(2) 高次脳機能障害及びその関連障害に関する支援普及事業

○ 実施する事業の内容

本県では、高次脳機能障害^(※)者やその家族への支援の拠点となる機関として「高次脳機能障害支援拠点機関」(以下「支援拠点機関」といいます。)を平成20年度に設置し、次のような業務を行っています。

- ・ 高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援
- ・ 高次脳機能障害者への対処法を学ぶ家族教室
- ・ 関係機関と連携しながら高次脳機能障害者及びその家族のニーズに沿った個別支援
- ・ 高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及啓発
- ・ 関係機関の職員に対する研修

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

支援拠点機関の職員の専門性をさらに向上させ、より適切な相談支援が実施できる体制を構築するほか、地域での関係機関や医療従事者等の支援者を対象にした研修会を開催し、関係機関の連携強化と地域における対応力の向上を図ります。

また、相談支援のあり方や地域での対応力の向上等について、医療・保健・福祉・就労・教育等の関係機関で構成される高次脳機能障害支援委員会で協議・検討を進め、高次脳機能障害者の支援体制の整備に取り組んでいきます。

さらに、県民に対して高次脳機能障害に対する正しい知識の普及啓発を図るほか、支援拠点機関やその他の支援機関の周知を行います。

※ 高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指し、これに起因して、日常生活、社会生活への適応が困難になる障害をいいます。

(3) 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策について、平成 30 年 3 月に「高知県アルコール健康障害対策推進計画」を、また、令和 4 年 10 月に「高知県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症における「発症予防（一次予防）」「進行予防（二次予防）」「再発予防（三次予防）」の各段階に応じた対策に取り組んできました。

令和 6 年度からは、アルコール健康障害やギャンブル等依存症に加え、薬物依存症なども含めた依存症対策を総合的に推進するため、新たに策定した「高知県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら取組を進めていきます。

依存症への誤解や偏見をなくすために正しい知識の普及啓発を図るとともに、住民の生活支援や相談支援に関わる関係機関の職員等への研修を行います。また、若い世代への予防教育や、依存症の正しい知識や相談窓口等の情報をメンタルヘルス総合サイト（メンタルヘルスサポートナビ）等を活用して周知・啓発します。

さらに、依存症からの回復には、自助グループ等の民間団体による支援が重要であることから、こうした団体の活動への支援を行っていきます。

また、必要な治療につなげられるよう精神科病院とかかりつけ医療機関との連携強化を図ります。

(4) 広域的な支援事業等

① 相談支援体制整備事業

県内全市町村に設置されている市町村自立支援協議会の運営等への支援や、相談支援従事者のスキルアップのための助言・指導を行うために、圏域ごとに配置しているアドバイザーを活用して、県内の相談支援体制強化に取り組めます。

また、県自立支援協議会において、各市町村の相談支援体制の状況を把握しながら、広域的な相談支援体制の整備に向けた取り組みを推進していきます。

② 障害児等療育支援事業

在宅で生活している障害のある人に対し、巡回による療育相談や健康診査を実施するとともに、障害児保育を行う保育施設の職員に対して療育技術の指導を行うなど、身近なところで療育支援が受けられるよう関係機関と連携しながら取り組めます。また、専門的な研修を受けた職員が、医療的ケア児の個別支援計画の策定や個別避難計画等の作成のサポート、支援の総合調整を行います。

(5) 障害者就業・生活支援センター事業

○ 実施する事業の内容

障害福祉サービスを利用している人を含む求職中の人に対し、その人の希望や適性に応じた職業に就くことができるよう企業での実習や訓練先などを紹介するとともに、就業中の人に対しては、継続して仕事ができるよう様々な相談に対応するなどの支援を行います。

また、社会人としての生活習慣の体得や自己管理、各種手続きなどの生活支援を併せて行うことで、障害のある人の日常生活や社会生活を支援します。

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

各圏域に1か所ずつ障害者就業・生活支援センターを設置し、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援拠点機関、若年性認知症支援コーディネーターや地域の就労支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどと連携しながら障害のある人の支援に取り組んでいます。

今後は、これらの支援機関との連携をより一層強めるとともに、市町村や相談支援事業所とも連携を図りながら一般就労を目指す人を支援します。また、就業中の人の仕事や日常生活上のストレスを抱え込んだ結果、離職してしまうといったことのないよう、きめ細かな相談支援に取り組めます。

(6) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

令和4年5月に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」において、障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすることや障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすることや障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすることなどが求められています。障害の有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得、利用できるように、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、誰もが意思表示やコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

○ 実施する事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能等の障害により、意思疎通を図ることが困難な人に対し、自立した社会生活の便宜を図るため、意思疎通支援を行う者の養成を促進するとともに、資質の向上に努めます。

- ・ 手話通訳者養成研修事業
- ・ 要約筆記者養成研修事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

聴覚に障害がある人などからの意思疎通支援に関するニーズは、県内全域において年々増加しており、いつでもどこでも意思疎通支援が受けられる体制づくりが求められています。

そのため、県中央部、東部、西部地域においても意思疎通支援者の養成研修事業を実施し、人材の確保に努めます。

また、意思疎通支援者の質の向上を図るため、現任研修の充実に努めます。

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

○ 実施する事業の内容

意思疎通を図ることが困難な人の社会参加を図るため、市町村と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行います。

- ・ 手話通訳者派遣事業
- ・ 要約筆記者派遣事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

○ 実施に関する考え方及び今後の取り組み

養成研修事業・現任研修を充実させることで、派遣体制の充実に図り、利用者のニーズに対応できるよう努めます。

■ 表Ⅳ－４－１ 地域生活支援事業各年度の実施見込み

事業名	実績			実施見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
専門性の高い相談支援事業						
発達障害者 支援センター運営事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
発達障害者支援センター による相談件数	754件	690件	670件	700件	700件	700件
発達障害者支援センター及び 地域支援マネジャーの関係機 関への助言件数	25件	76件	80件	80件	80件	80件
発達障害者支援センター及び 地域支援マネジャーが実施す る研修、啓発件数	37件	30件	35件	35件	35件	35件
発達障害者支援地域協議会 の開催数	2回	2回	1回	2回	2回	2回
障害者就業・生活 支援センター事業	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
高次脳機能障害支援普及事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障害児等療育支援事業	13ヶ所	12ヶ所	11ヶ所	10ヶ所	10ヶ所	10ヶ所
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
手話通訳者養成研修事業 修了者数 (新規登録者数)	43人 (2人)	45人 (5人)	60人 (7人)	60人 (7人)	60人 (7人)	60人 (7人)
要約筆記者養成研修事業 修了者数 (新規登録者数)	12人 (3人)	10人 (3人)	12人 (3人)	12人 (3人)	12人 (3人)	12人 (3人)
盲ろう者向け通訳・介助員養 成研修事業 修了者数 (新規登録者数)	0人 (0人)	10人 (7人)	8人 (8人)	8人 (8人)	8人 (8人)	8人 (8人)
失語症者向け意思疎通支援者 養成研修事業 修了者数 (新規登録者数)	12人 (5人)	9人 (9人)	16人 (16人)	16人 (16人)	16人 (16人)	16人 (16人)

事業名	実績			実施見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
広域的な支援事業						
都道府県 相談支援体制整備事業 (アドバイザーの配置人数)	8人	8人	8人	8人	8人	8人
都道府県自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
専門性の高い意思疎通を行う者の派遣事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業						
手話通訳者市町村派遣件数	1,281件	1,183件	1,300件	1,300件	1,300件	1,300件
要約筆記者市町村派遣件数	17件	10件	20件	50件	50件	50件
〔市町村での対応が困難な場 合に派遣した(する)件数〕	(0件)	(0件)	(0件)	(1件)	(1件)	(1件)
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	78件	70件	70件	180件	180件	180件

※令和5年度実績は、見込みを含む。

5 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

県内では地域によってばらつきはあるものの、訪問系サービスやグループホーム等の整備が進み、入所施設以外で生活する人も増えてきました。一方では、障害者支援施設の入所者を含めて、障害のある人やその家族の高齢化が進んでいることから、障害者支援施設のニーズもあります。また、多くの障害者支援施設で、定員の範囲内で空床を利用した短期入所事業が実施され、障害のある人の在宅生活を支えています。

こうした現状を踏まえ、計画期間中の指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、現在の入所定員総数を維持し、県全域を1圏域として、以下のとおり定めることとします。

■ 表Ⅳ－５－１

	令和5年7月 時点の定員数	6年度	7年度	8年度
指定障害者支援施設の 必要入所定員総数	1,350人	1,350人	1,350人	1,350人

(参考) 県内の障害者支援施設の入所者（県内利用者）の状況（令和5年3月末現在）

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳 以上	合 計
5人 (0.4%)	96人 (7.7%)	138人 (11.0%)	243人 (19.4%)	325人 (26.0%)	130人 (10.4%)	313人 (25.0%)	1,250人

6 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置

(1) 障害福祉サービス等に従事する人材の養成

- 障害福祉サービス等に従事する人材については、サービス等の提供に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。また、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービス等利用計画の作成を行う相談支援従事者及び相談支援専門員についても資質の向上が不可欠です。
- 県では、高知県自立支援協議会（人材育成部会）において、サービス管理責任者及び相談支援従事者などのサービス提供に係る人材の養成ビジョンを策定し、資質向上のための研修体制などについて検討や見直しを行い、専門的な人材の養成に努めてきました。
- 新任や中堅、部門管理職など階層別の研修や、福祉サービスの専門職を希望する人の資格取得に向けた研修、現任者研修の充実やスキルアップのための研修、ケア技術研修等を実施する福祉研修センターと連携して、計画的に実施していくことにより、障害福祉サービス等に係る人材の確保と資質の向上に取り組みます。
（表Ⅳ－６－１参照）

(2) 障害福祉サービス等に従事する人材の確保・定着

① 職場環境の改善による魅力ある職場づくり

- 事業所の生産性向上や業務効率化、職員の身体的負担の軽減等を図るために、ＩＣＴ（情報通信技術）機器や介護ロボット、福祉機器等の導入に対する支援を強化します。
- 導入した福祉機器等を現場で効果的に活用し、介護職員と利用者双方に優しい「ノーリフティングケア」（持ち上げない、抱え上げない、引きずらないケア）を県内に一層普及、定着させる取り組みを進めます。

② 処遇改善につながるキャリアアップ

- 施設・事業所における職員のキャリアパス（職位や役職に就くまでにたどる経歴や道筋）の形成を促進するため、福祉研修センターにおいて、体系的・計画的な研修を実施します。また、研修期間中は代替職員の派遣を行うなど、施設・事業所職員が研修に参加しやすい職場環境づくりを継続して実施します。

③ きめ細やかな支援策による多様な人材の参入促進

- 「福祉人材センター」において、職場開拓や職場体験のコーディネート、ふくし就職フェアの開催、ハローワークでの出張相談やセミナーの開催などを実施し、新規参入者や有資格者などの求職者と求人事業所とのマッチングの強化を図るとともに、福祉研修センターと連携して段階に応じた研修を提供し、就職後のスキルアップや職場定着等を支援します。

④ 資格取得支援策の強化

- 介護福祉士養成施設に進学した学生への修学資金の貸付や、介護福祉士国家試験の受験要件となっている実務者研修の取得にかかる経費等へ貸付を行います。
- 他職種から一定の研修を受けて障害福祉分野の介護職に就業しようとする方への必要な経費の貸付を行います。

⑤ 福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得の促進

- 職員の育成や定着、利用者の満足度の向上につながると考えられる取り組みについて、県が一定の基準を定め、達成に向けた各事業所の主体的な取り組みを支援することで、職場環境の整備による職員の定着促進とサービスの質の向上を図ります。
- 基準を満たしている事業所については、県が認証し、広く発信することで、福祉・介護の仕事の理解促進とネガティブイメージの払拭による新規参入の促進を図ります。

⑥ 福祉関係者と学校が連携した福祉教育の推進

- 高校生に対する「福祉の仕事」セミナーの実施やガイドブックの作成・配布、小・中・高校生を対象に関係団体が実施するキャリア教育への支援など、関係団体との連携による福祉教育を推進します。

また、将来を担う若い世代の意識醸成や学習機会のさらなる充実に向けて、福祉関係者による学校の福祉教育への協力体制の構築に取り組みます。

(3) 障害支援区分認定にかかる人材の育成

- 障害支援区分は、市町村が支給するサービスの種類や量などを決定するための判断材料であり、障害のある人がそれぞれのニーズに応じた適切な障害福祉サービスを利用できるようにするためには、一人ひとりの障害特性に応じた支援区分の認定が、適

正に行われる必要があります。

- 県では、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員を対象に、認定調査の方法や判断基準を理解し、適正な認定を行うための研修を実施してきました。今後も、認定調査員や審査会委員がそれぞれの障害特性の理解を深めるための研修や、担当者間で協議しながら進める実践的な演習の実施など、研修内容の充実・強化を図り、障害支援区分認定が適正に行われるよう、人材の育成に取り組んでいきます。

■ 表Ⅳ－６－１ 各研修における受講者数（単位：人）

事業名	５年度までの実績	６年度	７年度	８年度
相談支援従事者研修事業（初任者研修）	1,010	48	48	48
相談支援従事者研修事業（現任研修）	657	48	48	48
主任相談支援専門員研修	20	6	6	6
サービス管理責任者研修事業（基礎研修）	2,018	105	105	105
サービス管理責任者研修事業（実践研修）	165	105	105	105
サービス管理責任者研修事業（更新研修）	509	140	140	140
ホームヘルパー現任研修事業	1,292	40	40	40
同行援護従事者養成研修（一般課程）	1,354	70	70	70
同行援護従事者養成研修（応用課程）	427	30	30	30
行動援護従事者養成研修	297	30	30	30
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	930	50	50	50
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	414	25	25	25
障害支援区分認定調査員等研修事業				
① 障害支援区分認定調査員研修				
ア 初任者研修	932	30	30	30
イ 現任研修	401	30	30	30
② 市町村審査会委員研修				
ア 初任者研修	108	5	5	5
イ 現任研修	186	20	20	20

※サービス管理責任者研修事業の実績は、児童発達支援管理責任者研修についての実績を含む

(4) 事業者に対する第三者の評価

- 社会福祉法第 78 条では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことや、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう、努めなければならないとされています。
- 適切な第三者による評価は、サービスの質を向上させるための施策の一つであることから、県では、この第三者評価の受審を促進するため、当該制度について、普及・啓発に努めます。

7 その他、自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(1) 障害のある人に対する虐待の防止

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行を踏まえ、指定障害福祉サービス等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなど必要な体制を整備するとともに、従業者に対する研修を実施するなどの措置を講じる必要があります。
- 県では、施設の実地指導において、障害のある人に対する虐待の防止を重点項目としており、今後も指定障害福祉サービス等事業者に対する指導を徹底していくとともに、障害者虐待の防止等のための情報の提供や広報その他の啓発活動等を実施することにより、市町村における虐待防止担当者や施設従業者等を対象とした研修の充実を図ります。
- 市町村や関係機関に対して、高知弁護士会及び高知県社会福祉士会が設置している高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームの周知を行い、必要な時にタイムリーに専門家チームを派遣できる体制整備を推進するなど、障害のある人の権利擁護に取り組んでいきます。

(2) 意思決定支援の促進

- 障害のある人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害のある人の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応が実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進することが必要です。
- 県では、相談支援従事者やサービス管理責任者の研修等において国の意思決定ガイドラインを活用し、意思決定支援の質の向上を図るとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対しても周知を図るよう努めます。
- 市町村と関係機関・関係団体の課題や情報の共有と連携強化を図り、成年後見制度利用促進計画の策定や地域の実情に応じた仕組み（地域連携ネットワーク）づくりを支援します。

(3) 社会参加等の促進

① 普及啓発の取り組み

- 県では、障害者週間（12月3日～12月9日）に開催する「障害者週間の集い」などの催しや、テレビ・ラジオ、広報誌などを通じた広報啓発活動を行い、障害や障害のある人に対する県民の理解促進に取り組んでいます。

② バリアフリー化等への取り組み

- 障害のある人の地域での生活を支援し、社会参加の機会を増やすためには、一人ひとりに適した移動手段を確保することが大切です。交通関連施設のバリアフリー化を進めるため、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に沿って、引き続き、バリアフリー化に取り組めます。
- 「こうちあったかパーキング制度（高知県障害者等用駐車場利用証交付制度）」により、障害者等用の駐車場の適正利用を促進していきます。
- 外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるためのヘルプマークを平成30年7月から配布しています。ヘルプマークを持っている方が必要な支援や配慮が受けられるよう、マークの趣旨について、引き続き普及啓発に取り組めます。

③ 文化芸術活動推進の取り組み

- 障害のある人の文化活動を促進するため、県では、平成9年度から毎年、「高知県障害者美術展（スピリットアート）」を開催しています。また、平成23年度から、県内のNPO法人が、障害のある人が制作した絵画などの美術作品を収蔵、展示する場として開設した「藁工ミュージアム」と連携してきました。
- 平成30年6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行に伴い、国の障害者芸術文化活動普及支援事業を活用し、「藁工ミュージアム」を障害者芸術文化活動支援センターとして位置づけ、文化芸術活動を行う障害のある人本人やその家族、事業所、文化施設に対する支援や相談窓口の運営などに取り組んでいます。
- 今後は、美術分野に加えて舞台分野についても支援を行い、活動できる分野の裾野を広げることで、障害のある人の芸術活動への参加機会を充実していきます。

- 令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行に伴い、令和2年7月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。このため、県では、オーテピア高知声と点字の図書館と連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍の提供等や視覚障害者等が利用しやすい読書環境の整備など、読書バリアフリーの推進に取り組んでまいりました。今後は、教育委員会や市町村立図書館などの関係機関との連携を密にして、視覚障害者等の身近な地域で読書環境が整備されるよう取り組みます。

④ 障害のある人がスポーツに親しめる環境づくり

- 障害のある人が身近な地域で安心してスポーツに参加できる機会の拡充や、全国大会等を目指す選手の育成、障害のある人のスポーツ活動を支援する体制の整備などにより、障害のある人のスポーツ参加の拡大や競技力の向上を図ります。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、国や地方公共団体などの行政機関等は、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に関し、その職員が適切に対応するために必要な「対応要領」を定めることとされており、県では、法の施行に合わせ「対応要領」を策定し、適切な対応ができるよう職員への研修を実施しています。
- 関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、解決策等について協議することにより、類似事案の再発防止の取り組みや相談体制の強化を進めています。
- 令和6年4月には、「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を制定し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めていくこととしています。また、障害者差別解消法の改正により、同4月から事業者による合理的配慮の提供が義務となること等を踏まえ、関係団体と連携して周知・啓発を一層強化していきます。

(5) 事業所における利用者の安全確保等

- 指定障害福祉サービス等事業者は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきであり、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。県では、取組の

好事例を情報提供するなど事業者の安全確保に向けた取り組みを促進します。

- 日常的な地域とのつながりが発災時における障害のある人等の安全確保につながる
とともに、福祉避難所として地域の安全確保の拠点となる場合は、防災対策を考えて
いくことも必要なため、県では、関連した取り組みとなるよう普及・啓発に努めます。
- 障害者等の安全を確保するとともに、障害福祉サービス等を継続して提供するため、
障害者施設等の耐震化及び高台への移転を支援します。
- 障害福祉サービスは、障害のある人やその家族の生活に必要不可欠なものであり、
感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して
必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。県では、日頃からの備えや業
務継続計画の実効性の確保に対する取り組みを支援します。